

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-01	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 人事					
事務事業名	国民健康保険運営協議会事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	矢部	内線	2371			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	国民健康保険運営協議会費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業                   （ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度 ）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	（   ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項の規定により、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる協議会の運営を目指す。							
対象者等	・被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員 各 6人 ・被用者保険等保険者代表委員 3人 計 21人 ※国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条による定数。							
内容	本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、区長の諮問に応じて、次の事項を審議することとされている。 (1) 療養の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 前2号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入							
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。							
実施方法	（ 1直営 ）      （ 直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ） 会長が各代表委員を招集（定数の1/2以上の出席、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上の出席で開催可）。議事は、出席者の過半数で決する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	諮問事項承認率（%）	100	100	100	100	100	諮問事項承認数／諮問事項数
	②	委員出席率（%）	86	95	95	95	100	出席委員数／委員定数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	法定事務であり、引き続き幅広い意見を聴く必要があるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額		377	377	378	378	378	378	378	
決算額 (5年度は見込み)		138	158	168	145	138	138	378	
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
事項名 (5年度は見込み)									
開催回数(回)		1	1	1	1	1	1	1	
出席委員数(人)		17	20	20	18	20	20	20	
予算・決算の内訳									
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)			
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	
報酬	委員報酬	138	報酬	委員報酬	138	報酬	委員報酬	290	
災害補償費	公務員災害補償基金掛金	0	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	
需用費	食糧費 (飲物代)	0	需用費	食糧費 (飲物代)	0	需用費	食糧費 (飲物代)	6	
役務費	会議録作成業務委託	0	役務費	会議録作成業務委託	0	役務費	会議録作成業務委託	71	
使用料等	運営協議会会場使用料	0	使用料等	運営協議会会場使用料	0	使用料等	運営協議会会場使用料	10	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	2,676	825	▲ 1,851	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	138	138	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	138	138	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	494	67	▲ 427	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,032	▲ 754	2,278
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,170	892	▲ 2,278	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,032	▲ 754	2,278
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,032	▲ 754	2,278

備考

行政費用では、給与関係費が大半を占めており、その内訳は職員人件費と本協議会委員に対する報酬となっている。行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題

被保険者代表委員の多様性を確保することが求められている。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新型コロナ等の社会情勢を見極めながら、開催方法を決定する。	コロナ感染状況を踏まえ書面開催とした。また、多様性を確保するために被保険者代表委員に民生委員を選出できるようにした。	多様性を確保することを踏まえ、被保険者代表委員の欠員が出た場合は民生委員を選出していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議会質問状			

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	趣旨普及費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	小沢	内線	2372			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	趣旨普及費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠						
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に周知するとともに、国民健康保険財政の現状等を区民全般に伝えることにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。							
対象者等	区民全般							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国保だよりの発行（令和5年度）             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配布枚数 41,000部</li> <li>(2) 配布時期 6月</li> <li>(3) 配布方法 6月に発送する納入通知書に同封及び各区民事務所窓口等で配布する。</li> </ol> </li> <li>2 あらかわ区報による周知（随時）</li> <li>3 リーフレット等の配布             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国保制度PR用リーフレット「くらしのみかた国保ガイドブック」</li> <li>(2) その他必要に応じて庁内印刷で発行</li> </ol> </li> <li>4 ポスター等の掲示</li> </ol>							
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和34年国民健康保険発足</li> <li>2 国民健康保険が地域住民相互扶助の制度であることを、さまざまな方法により周知</li> <li>3 平成16年度から、国民健康保険料賦課算定を1回とすることに伴い、国保だよりの発行回数（年3回）を必要に応じ変更</li> </ol>							
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	あらかわ区報掲載実績(件)	38	36	36	36	40	掲載記事の件数（年間）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進	広報内容を充実し、効果的な周知等に重要な事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	985	992	973	938	810	810	804	
決算額 (5年度は見込み)	746	683	790	748	515	515	804	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績の推移	国保だより							
	発行部数(部)	48,000	45,000	42,000	42,000	42,000	41,000	41,000
	発行回数(回)	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	印刷製本(国保だより・国保ガイドブック)	515	需用費	印刷製本(国保だより・国保ガイドブック)	515	需用費	印刷製本(国保だより・国保ガイドブック)	804

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,087	0	▲ 1,087	地方税等	0	0	0
	物件費	515	515	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	515	515	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	515	515	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	212	0	▲ 212	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,299	0	1,299
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,814	515	▲ 1,299	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,299	0	1,299
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,299	0	1,299	

備考 行政費用では、物件費として、国保だより及び国保ガイドブックの印刷費がかかっている。行政収入は、行政収入その他(一般会計繰入金)である。

問題点・課題 制度改正が頻繁に行われ、給付等の取り扱い等が複雑化しているが、被保険者等に周知する方法が限定されている。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ、SNS等を活用し国保制度等についての周知を行う。	国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ、SNS等を活用し国保制度等についての周知を行った。	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、区ホームページ、SNS等を活用し国保制度等についての周知を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
	出事務	担当者名	望月	内線	2372		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	国民健康保険団体連合会負担金					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都内の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会（公法人）に運営経費を支出するものである。						
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区（23区）、市町村（39市町村）、国民健康保険組合（21組合）の83保険者によって構成されている。						
内容	<p>1 東京都区域内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その連合会運営経費を負担金として支出している。また、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。</p> <p>2 負担金</p> <p>(1) 被保険者割額 単価（連合会総会で議決した被保険者1人当りの額）×当該年度各月末現在被保険者数年平均</p> <p>(2) 事務費割額 事務費割の基本数値×率（連合会総会で議決した率） ※令和元年度から「事務費割」廃止。</p> <p>3 平成23年9月から「国保総合システム」を導入、稼働している。なお、システム機器等の導入経費について、各保険者が分担金を支出したが、調整交付金（国庫補助金）で全額交付された。</p>						
経過	<p>昭和34年1月 東京都国民健康保険団体連合会設立（負担金及び手数料のほか、国庫・都補助金等で運営）</p> <p>平成31年4月 事務費割額を令和元年度徴収分から廃止 被保険者割額の単価が段階的に増加 （元年度：60.00円、2年度：80.00円、3、4年度：105.00円）</p>						
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。						
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 荒川区の被保険者1人あたりの負担額(円)	80.00	105.00	105.00	105.00	105.00	荒川区の負担金総額÷荒川区の被保険者数
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		3,645	3,493	3,271	4,308	5,396	5,137	4,747
決算額 (5年度は見込み)		2,202	2,103	3,056	3,883	4,912	4,742	4,747
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	被保険者割単価 (4年度は見込み) (円)	39.41	39.41	60.00	80.00	105.00	105.00	105.00
	被保険者割人数 (4年度は見込み) (人)	57,187	54,112	51,708	49,127	46,778	45,164	45,164

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	被保険者割	4,912	負担金補助等	被保険者割	4,742	負担金補助等	被保険者割	4,747

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	362	687	325	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	4,912	4,742	▲ 170	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	4,912	4,742	▲ 170	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	4,912	4,742	▲ 170	
	賞与・退職給与引当金繰入額	71	67	▲ 4	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 433	▲ 754	▲ 321	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	5,345	5,496	151	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 433	▲ 754	▲ 321	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 433	▲ 754	▲ 321		

備考

行政費用では、補助費として、東京都国民健康保険団体連合会の負担金がかかっている。  
行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題

-

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況 (要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	被保険者割額等の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
			担当者名	矢部	内線	2371		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	返納金及び還付金						
	01-01-01	一般会計繰出金						
	01-01-01	延滞金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険事業費納付金条例 ほか			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険事業特別会計における国民健康保険事業費納付金、その他諸支出金に関する事務							
対象者等	国民健康保険被保険者、各保険者、東京都国民健康保険団体連合会、国及び都							
内容	<p>1 東京都に対して納付する納付金等（国民健康保険事業費納付金）          国保制度改革に伴い、平成30年度4月から制度開始。区から国、都、東京都国民健康保険団体連合会等に納付していた各種拠出金等について、都が一括して管理・支出を行うこととなり、国保事業に必要な財源として、都が各区市町村の納付金額を決定し、各区市町村が都へ納付する。納付金には、          (1)医療給付分、(2)後期高齢者支援金等分、(3)介護納付金分がある。</p> <p>2 制度改正以前の拠出金等（現在は国民健康保険事業費納付金に含まれる）          介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金          高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業医療費拠出金、共同事業拠出金</p> <p>3 その他諸支出金          保険料過誤納還付金（出納整理期間を経過した過誤納金の返還金）、国・都支出金返還金（負担金・都補助金の精算による返還金）、一般会計繰出金（一般会計へ繰出すもの）</p>							
経過	<p>1 介護納付金          平成9年12月介護保険法公布、平成12年4月介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始</p> <p>2 前期高齢者納付金 平成20年4月前期高齢者納付金開始</p> <p>3 後期高齢者支援金 平成20年4月後期高齢者支援金開始</p> <p>4 高額医療費共同事業医療費拠出金 平成12年4月高額医療費共同事業医療費拠出金開始</p> <p>5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 平成18年4月保険財政共同安定化事業拠出金開始</p> <p>6 共同事業拠出金 昭和59年4月共同事業拠出金開始</p> <p>7 国民健康保険事業費納付金 平成30年4月事業費納付金制度開始</p>							
必要性	国民健康保険法第75条の7第2項の規定により、区は都に対して国民健康保険事業費納付金の納付義務を負う。							
実施方法	<input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 関係法令等に基づき都が算定した金額を都に納付する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	国民健康保険事業費納付金1人当たり負担額(円)	147,461	145,629	157,916	164,759		当該年度納付金÷被保険者総数（年度平均）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	12,495,483	8,896,231	7,489,254	7,459,935	7,282,620	7,569,682	7,537,634	
決算額 (5年度は見込み)	11,550,856	8,357,760	7,472,257	7,455,769	7,239,369	7,558,763	7,537,634	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	国民健康保険事業費納付金 (総額・千円)	0	7,564,895	7,154,076	7,168,706	6,823,019	7,083,176	7,491,123
	老人保健医療費拠出金 (千円) ※事務費含む	59	0	0	0	0	0	0
	介護納付金第2号被保険者数 (人)	21,687	0	0	0	0	0	0
	介護納付金1人当たり負担額 (円)	59,352	0	0	0	0	0	0

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	事業費納付金 (一般・医療分)	4,650,010	負担金補助等	事業費納付金 (一般・医療分)	5,012,884	負担金補助等	事業費納付金 (一般・医療分)	5,314,829
負担金補助等	事業費納付金 (退職者・医療分)	0	負担金補助等	事業費納付金 (退職者・医療分)	1	負担金補助等	事業費納付金 (退職者・医療分)	1
負担金補助等	事業費納付金 (一般・後期高齢者支援金分)	1,495,736	負担金補助等	事業費納付金 (一般・後期高齢者支援金分)	1,432,800	負担金補助等	事業費納付金 (一般・後期高齢者支援金分)	1,572,080
負担金補助等	事業費納付金 (退職者・後期高齢者支援金分)	0	負担金補助等	事業費納付金 (退職者・後期高齢者支援金分)	1	負担金補助等	事業費納付金 (退職者・後期高齢者支援金分)	1
負担金補助等	事業費納付金 (介護納付金分)	677,270	負担金補助等	事業費納付金 (介護納付金分)	637,490	負担金補助等	事業費納付金 (介護納付金分)	604,212
負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	1	負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	1	負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	3
負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	375,269	負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	426,822	負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	46,507

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	6,162	4,808	▲ 1,354	地方税等	5,152,957	5,291,285	138,328
	物件費	0	0	0	国庫支出金	62,652	92	▲ 62,560
	維持補修費	0	0	0	都支出金	447,897	224,809	▲ 223,088
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	7,187,184	7,499,735	312,551	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	1,622,258	1,942,207	319,949
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	212,052	185,106	▲ 26,946	行政収入合計 (a)	7,285,764	7,458,393	172,629
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,200	466	▲ 734	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 161,918	▲ 280,490	▲ 118,572
	その他行政費用	41,084	48,768	7,684	金融収支差額 (d)	3	3	0
	行政費用合計 (b)	7,447,682	7,738,883	291,201	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 161,915	▲ 280,487	▲ 118,572
	特別費用 (g)	55,736	84,324	28,588	特別収入 (f)	0	37	37
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	▲ 55,736	▲ 84,287	▲ 28,551	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 217,651	▲ 364,774	▲ 147,123

備考  
行政費用では、補助費等として、事業費納付金の支出が大半を占めている。  
行政収入では、地方税等 (保険料) が大半を占めている。また、3年度と比較して、都支出金 (特別交付金) が減少したことにより、行政収入その他 (一般会計繰入金) の充当額が増加している。

問題点・課題	-		
--------	---	--	--

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況 (要旨)	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
------------	-----------	----------	----------

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	瀬沼	
			担当者名	高橋・石原		内線	2372・2381	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	保養施設事業費						
	01-03-01	保健事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 59	（ 1984 ）	年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	会拠出金規則及び共同処理要綱			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。							
対象者等	被保険者							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>保養施設の開設 被保険者は、一般より安価で関東近県の宿泊施設（5年度：5施設）を利用できる。</li> <li>温浴施設 被保険者は、日帰りで行くことのできる温泉（温浴）施設（5年度：4施設）を通常より安価で利用できる。</li> <li>医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防の指導等を行う。</li> </ol>							
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>昭和35年4月 保険事業開始</li> <li>平成元年7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始（平成24年度をもって事業廃止）</li> <li>平成 8年7月 山の家（群馬県、平成16年度をもって事業廃止）、海の家（日帰り施設）開始（平成14年度をもって事業廃止）</li> <li>平成24年2月 温浴施設（日帰り）と割引契約</li> <li>平成27年7月 新たな宿泊施設と契約（かんぼの宿（令和4年3月末契約終了）、お宿ねっと（平成28年3月末契約終了））</li> <li>平成27年4月 糖尿病重症化予防事業等について医療費適正化対策事業より組み換え</li> </ol>							
必要性	国民健康保険法第82条において「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） <ol style="list-style-type: none"> <li>保養施設の開設・・・年度当初に、宿泊施設と指定契約を締結する。（利用の受付は宿泊施設）</li> <li>温浴施設・・・年度当初に、温浴施設と指定契約を締結する。</li> </ol>							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	保養施設利用者（人）	53	64	61	80	100	
	②	温浴施設利用者（人）	115	121	251	300	550	東京染井温泉Sakuraの利用実績
③	糖尿病重症化プログラム（人）	21	18	22	40	40	糖尿病重症化予防プログラム完了者	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続	継続	被保険者の健康の保持増進のために必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	24,179	25,130	23,528	24,289	26,809	26,709	25,950	
決算額 (5年度は見込み)	19,797	20,931	18,054	17,176	20,712	21,017	25,950	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	保養施設利用(人)	71	72	89	53	64	61	80
	温浴施設利用(人)	366	266	237	115	121	251	300
	糖尿病重症化予防プログラム(人)	23	19	22	21	18	22	40

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬・職員手当等	非常勤職員報酬等	2,759	報酬・期末手当等	非常勤職員報酬等	1,180	報酬・期末手当等	非常勤職員報酬等	2,887
共済費	非常勤職員共済費	432	共済費	非常勤職員共済費	250	共済費	非常勤職員共済費	486
報償費・旅費	講演会講師謝礼等	267	報償費・旅費	講演会講師謝礼等	104	報償費・旅費	講演会講師謝礼等	384
需用費	食糧費・消耗品費等	172	需用費	食糧費・消耗品費等	191	需用費	食糧費・消耗品費等	213
役務費	通知郵送料・SMS送信サービス委託	532	役務費	郵送料・SMS送信サービス委託・派遣契約	1,490	役務費	郵送料	28
委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	16,549	委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	17,802	委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	21,914
使用料及び賃借料	保健事業面談会場	0	使用料及び賃借料	保健事業面談会場	0	使用料及び賃借料	保健事業面談会場	38

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	7,174	5,545	▲ 1,629	地方税等	0	0	0
	物件費	17,500	19,588	2,088	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	16,200	21,010	4,810
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	25	5	▲ 20	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	4,512	8	▲ 4,504
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	20,712	21,018	306
	賞与・退職給与引当金繰入額	779	400	▲ 379	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,766	▲ 4,520	246
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	25,478	25,538	60	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,766	▲ 4,520	246
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	3	3
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	3	3	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,766	▲ 4,517	249

備考  
 行政費用では、物件費として、糖尿病重症化予防事業等業務委託料が大半を占めている。  
 行政収入では、都支出金（特別交付金）が大半を占めており、3年度と比較して、都支出金（特別交付金）が増加したことにより、行政収入その他（一般会計繰入金）の充当額が減少している。

問題点・課題  
 ○指定保養施設の利用率が低いため、多くの被保険者が利用できる施設との契約が求められている。  
 ○糖尿病等重症化予防事業では、参加者を増やすため、保健指導方法や実施回数の選択制を継続するとともに、通知内容を工夫する必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、宿泊施設等についての情報を、区報、ホームページ等様々な媒体を通じて周知を行い、利用率の向上を図る。	宿泊施設等についての情報を区報やホームページなど様々な媒体を通じて周知を行った。	引き続き、宿泊施設等についての情報を区報、ホームページ等、様々な媒体を通じて周知を行い、利用率の増加を図る。
②	特定健診異常値放置者・治療中断者にも案内を送付している。対象者の自発的な行動変容を促すような通知内容に工夫する。	プログラムについて分かりやすい通知内容になるよう工夫して作成を行った。	保健指導方法や、実施回数の選択制を継続し、参加者増加の工夫をしていく。
③			

他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）	
		（詳細） ・保養施設、温浴施設事業：実施16区、未実施6区、不明0区 ・糖尿病重症化予防事業：実施22区、未実施0区、不明0区

議会議決要旨

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-06		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	脳ドック受診助成事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
			担当者名	高橋	内線	2372		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	脳ドック受診助成事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23（2011）年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例、荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症するケースが多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。							
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上の国民健康保険の被保険者</li> <li>・保険料の未納がない世帯の被保険者</li> </ul>							
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳ドック受診費用の半額とし、2万円を限度とする。</li> <li>・2か年を連続して助成を受けることはできない。</li> <li>・脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーン」を実施</li> <li>・令和4年度から「脳ドック受診&amp;健康診査のコラボキャンペーン」を実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内容 脳ドック受診後、健康診査を7月～9月末までに受診された方のうち、健康診査の結果の血圧にかかる数値が正常値の方に対し、区内商品券500円分を提供</li> <li>(2) 対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日</li> <li>(3) 対象人数 先着200名（国保・後期合算）</li> </ul> </li> </ul>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年7月1日から事業開始。</li> <li>・令和3年9月から電子申請による申請書の受付を開始。</li> </ul>							
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るに当たり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。</li> </ul>							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	脳ドック受診助成者数(人)	84	95	248	160	160	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		3,038	2,636	2,634	2,635	2,635	3,710	3,240
決算額 (5年度は見込み)		1,508	1,036	707	1,183	1,360	3,318	3,240
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
脳ドック助成金利用者数(人)		93	67	52	84	95	248	160
予算・決算の内訳		令和3年度 (決算)		令和4年度 (決算)		令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	周知用チラシ・ポスター	8	需用費	周知用チラシ・ポスター	0	需用費	周知用チラシ・ポスター	11
役務費	郵送料 (決定通知)	19	役務費	郵送料 (決定通知)	47	役務費	郵送料 (決定通知)	29
負担金補助等	脳ドック助成金	1,333	負担金補助等	脳ドック助成金	3,271	負担金補助等	脳ドック助成金	3,200

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	362	0	▲ 362	地方税等	0	0	0
	物件費	27	47	20	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	590	590
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,333	3,271	1,938	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	1,360	2,727	1,367
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,360	3,317	1,957
	賞与・退職給与引当金繰入額	71	0	▲ 71	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 433	▲ 1	432
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,793	3,318	1,525	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 433	▲ 1	432
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 433	▲ 1	432

備考 行政費用では、補助費等として、助成金支出が大半を占めている。3年度と比較して、助成件数が増加したことから、補助費等が増加している。  
行政収入は、都支出金（特別交付金）と、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題 助成事業があることや助成内容を知らない被保険者が多い。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・引き続き様々な媒体を活用し、制度の周知を図っていく。 ・引き続き脳ドック受診キャンペーンを行っていく。	区報や区ホームページ等により周知を行い、また、特定健診と併せたキャンペーンにより、例年よりも多くの利用があった。	引き続き広く制度の周知を行うとともに、受診キャンペーン等の活用により利用者の拡大を図っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
人間ドックについては、千代田区、台東区（特定健診を受診していない方を対象とした人間ドックについては大田区、江東区、品川区、渋谷区）で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。	
議会質問状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」</li> <li>平成20年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」</li> <li>平成22年度11月会議「脳ドック検診を積極的に検討すべき」</li> <li>平成28年度6月会議「脳ドックについて、更なる周知を図るべき」</li> </ul>

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	特定健診・特定保健指導事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	望月	内線	2372			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	特定健診・保健指導システム運用管理費						
	01-01-01	特定保健指導事業費						
	01-01-01	特定健康診査事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。							
対象者等	40～74歳の国保加入者 ※当該年度の7月1日～3月31日の間に75歳となる国保加入者については「国民健康保険健康診査」として実施（健診項目は特定健診と同内容）							
内容	<p>1 特定健診の実施（期間：7月1日～11月30日） 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見に着目した特定健診を実施する。 ・対象者に受診券を郵送（6月下旬）→対象者は区内の健診実施医療機関で、受診券と保険証を提示して受診する。</p> <p>2 特定保健指導の実施（期間：9月上旬～） 特定健診の受診結果から、保健指導対象者を選定し、健康状況に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・対象者に利用券を郵送（受診後2か月程度後）→区が委託する保健指導機関に利用予約のうえ、利用券と保険証を提示して利用する。</p>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第1期、20～24年度）の策定</li> <li>・平成22年度から健診実施期間を1か月延長（7月～10月実施 ⇒ 7月～11月実施）</li> <li>・平成23年度から連続未受診者に勧奨ハガキの送付を開始</li> <li>・平成25年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第2期、25～29年度）の策定</li> <li>・平成26年度から、過去2年連続未受診者への受診勧奨ハガキの送付に加え、受診の結果、判定値を超えているにも関わらず、その後医療機関を受診していない者に対して「医療機関受診勧奨通知」を送付</li> <li>・平成30年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第3期、30～35年度）の策定</li> <li>・令和2年8月 2年連続未受診で電話番号を把握している世帯の方に、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し受診勧奨メッセージを送信</li> </ul>							
必要性	平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者に40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 1 特定健診・・・業務委託（荒川区医師会） 2 特定保健指導・・・業務委託（プロポーザルにて業者選定）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	特定健診受診率（%）	43.6	45.5	41.8	60.0	60.0	受診者数/対象者数（4年度は速報値、5年度は第3期計画目標）
	②	特定保健指導実施率（%）	5.9	2.6	5.0	60.0	60.0	受診者数/対象者数（4年度は速報値、5年度は第3期計画目標）
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、荒川区特定健康診査等実施計画（第3期）に掲げた目標に向け取り組むため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	294,621	278,275	274,461	273,470	235,080	226,941	230,096
決算額(5年度は見込み)	247,106	236,970	226,389	220,665	225,026	207,923	230,096
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)							
特定健診受診率(%)	44.9	44.7	44.7	43.6	45.5	41.8	60.0
特定保健指導実施率(%)	6.5	3.9	5.9	5.9	2.6	5.0	60.0
※初回面談の実施率							
※4年度・5年度は目標値							

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	印刷製本(健診結果票等)外	746	需用費	印刷製本(健診結果票等)外	779	需用費	印刷製本(健診結果票等)外	787
需用費	印刷製本(保健指導利用券)外	98	需用費	印刷製本(保健指導利用券)外	0	需用費	印刷製本(保健指導利用券)外	110
役務費	受診券郵送料	1,912	役務費	受診券郵送料	1,979	役務費	受診券郵送料	2,046
役務費	利用券等郵送料	58	役務費	利用券等郵送料	42	役務費	利用券等郵送料	218
委託料	健診・保健指導業務委託等	218,259	委託料	健診・保健指導業務委託等	200,945	委託料	健診・保健指導業務委託等	222,756
使用料及び賃借料	回線使用料	211	使用料及び賃借料	回線使用料	211	使用料及び賃借料	回線使用料	211
負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	3,667	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	3,967	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	3,968

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	2,537	4,121	1,584	地方税等	34,539	35,120	581
	物件費	221,281	203,956	▲ 17,325	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	69,078	70,241	1,163
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3,745	3,967	222	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	48,318	102,562	54,244
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	151,935	207,923	55,988
	賞与・退職給与引当金繰入額	494	400	▲ 94	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 76,122	▲ 4,521	71,601
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	228,057	212,444	▲ 15,613	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 76,122	▲ 4,521	71,601
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 76,122	▲ 4,521	71,601

備考 行政費用では、物件費として、健診・保健指導業務委託料が大半を占めている。3年度と比較して、受診率等の減により、物件費が減少している。行政収入は、地方税等(保険料)と都支出金(特定健康診査等負担金)、行政収入その他(一般会計繰入金)である。

問題点・課題 ○国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の適正かつ有効な実施を図るための基本的な指針」における、市町村国保の令和4年度の目標値(53.0%以上)を目指す、計画最終年度である5年度の国基準の目標値(60%)は極めて高くなっている。  
○特定健診の受診率は40%台を推移している。特に40歳代、50歳代の受診率が低水準のままとなっている。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、様々な方法を活用し、被保険者に対して健康診査及び特定保健指導に関する情報提供を行う。	区報やホームページ、SNS等の掲載に加え、町会掲示板のポスター掲示や区民事務所のチラシ設置等、様々な方法で周知した。	引き続き、様々な方法を活用し被保険者に対して健康診査及び特定保健指導に関する情報提供を行う。
②	引き続き、文書やSMS通知等の実施で、より多くの受診行動に繋がるよう工夫をしていく。	前年度未受診者に文書による受診勧奨に加え、電話番号を把握している世帯にSMSによる通知を行った。	引き続き、受診勧奨を実施し、より多くの受診行動に繋がるよう工夫をしていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨  
 ・平成18年度6月会議「健康づくりを予防重視で全庁的に取り組むべき」  
 ・令和元年度9月会議「特定健康診査等の項目に聴力検査を加えること」

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	賦課事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	山田	内線	2374			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-01	賦課事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料を賦課する。保険料率は国保加入者の人数や賦課の元となる所得額を勘案して保険者ごとに算定する。							
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 （1）職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 （2）生活保護受給者（3）後期高齢者医療制度に加入している被保険者							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者の資格取得・喪失 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の発生により生じる。世帯主には届出義務があり、事実の発生から14日以内と定められている。</li> <li>2 保険料の賦課 保険料は旧ただし書き所得に応じた所得割額に1人あたり定額の均等割額を合算して算出する。</li> <li>3 被保険者証の交付 被保険者証は、被保険者の資格取得を示す証明書であるとともに、療養給付を受けるとき医療機関に提出する医療券でもある。 被保険者証は一人1枚のカード型であり、2年に一度の更新を行う。</li> <li>4 保険料納入通知書の発行及び転入者に係る税照会</li> <li>5 資格の適用適正化調査（退職医療制度該当者、被用者保険加入者等の調査）及び広報活動</li> </ol>							
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 昭和41年 4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更（一人一枚） 平成16年 4月 保険料賦課の一回化（4月・7月⇒6月） 平成20年10月 保険料の特別徴収実施（口座振替との選択制有） 平成23年 4月 保険料所得割額の賦課基準を住民税額から旧ただし書き所得に変更 平成30年 4月 国民健康保険制度改革（都道府県が財政運営の責任主体となる） 令和2年 6月 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免開始 令和3年10月 オンライン資格確認システム運用開始 令和4年 4月 未就学児均等割額の5割軽減開始（全世代対応型の社会保障制度を構築する～法律）							
必要性	国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主または組合員から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	オンライン資格確認による資格重複者に対する勧奨通知(通)			607	700		令和4年度より実施のため
	②	保険料納入通知書発付数(通)	47,469	47,299	46,827	46,000	49,000	当初賦課及び住民税更正に伴う保険料の変更通知の発付
③	保険料軽減世帯数(世帯)	16,744	16,329	16,577	17,000	18,000	7割・5割・2割軽減世帯	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	資格賦課事務は国保全ての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	45,565	23,431	42,163	23,496	40,164	30,953	47,979
決算額 (5年度は見込み)	34,920	17,713	34,559	20,809	33,376	28,448	47,979
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
世帯数 (5年度は見込み) (世帯)	37,729	36,670	35,237	34,373	32,747	32,353	32,000
被保険者数 (5年度は見込み) (人)	54,112	51,708	49,127	47,676	45,202	43,696	42,696
資格取得者数 (5年度は見込み) (人)	13,865	12,965	12,573	11,448	10,077	12,526	12,000
資格喪失者数 (5年度は見込み) (人)	16,940	15,369	15,154	12,899	12,550	14,032	13,000

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	非常勤職員報酬	6,386	報酬	非常勤職員報酬	10,844	報酬	非常勤職員報酬	11,602
職員手当等	一般職期末手当(会計・非常勤)	1,252	職員手当等	一般職期末手当(会計・非常勤)	2,111	職員手当等	一般職期末手当(会計・非常勤)	2,242
共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料	1,143	共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料	1,819	共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料	2,123
旅費	臨時職員費用弁償(通勤費相当分)等	106	旅費	臨時職員費用弁償(通勤費相当分)等	231	旅費	臨時職員費用弁償(通勤費相当分)等	285
需用費	事務用消耗品、印刷製本	7,635	需用費	事務用消耗品、印刷製本	6,765	需用費	事務用消耗品、印刷製本	12,637
役務費	郵送料等	16,854	役務費	郵送料等	6,680	役務費	郵送料等	19,090

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	88,441	87,468	▲ 973	地方税等	0	0	0
	物件費	24,595	13,675	▲ 10,920	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	13	13	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	33,376	28,463	▲ 4,913
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	33,376	28,463	▲ 4,913
	賞与・退職給与引当金繰入額	15,556	7,082	▲ 8,474	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 95,229	▲ 79,775	15,454
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	128,605	108,238	▲ 20,367	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 95,229	▲ 79,775	15,454
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 95,229	▲ 79,775	15,454	

備考 行政費用では、物件費として、納入通知書等の郵送料や封筒等の印刷製本費が大半を占めている。3年度と比較して、隔年実施の被保険者証の一斉更新が3年度にあったことから、物件費が減少している。行政収入は、行政収入その他(一般会計繰入金)である。

問題点・課題  
 ・国保の制度を理解しにくい外国人向けにチラシを作成することで、収納率向上を目指す  
 ・国民健康保険への資格加入手続きをされていない方への周知を図る  
 ・係の窓口事務を見直し、より効率的な運営を目指す

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	外国人用チラシを充実させ、外国人に国民健康保険の仕組みを理解してもらい、収納率が向上する方法を検討する。	区内の日本人専門学校の協力をいただき、外国語で作成した国民健康保険制度のチラシを生徒に配布した。	外国から日本に入国した学生が、国民健康保険の加入手続きの際に配布する、外国語で作成したチラシの内容を検討する。
②	社保を脱退したが国保に加入していない方に国保に加入するよう促す方法を検討する。	オンライン資格確認からの情報を基に、社保を脱退したが社保証を使って診療を受けている方に、国保加入の奨励通知を送る。	社保を脱退したが社保証を使って診療を受けている方に国保加入の奨励通知を送る回数の増加を検討する。
③	窓口の当番体制等を見直し、より効率的な運営が図れるよう検討する。	新人職員に窓口業務の先生役を2人あてがい、実戦での経験や質問等のやり取りをより効率的にした。	新人職員向けに窓口ミニ研修を行い、少しでも早く独り立ちできるようにする。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨) 平成30年度11月会議「国民健康保険料に均等割があることで社会保険料と比較して高額であることについて」  
 同年度11月会議「多子世帯について、均等割の減額免除制度を創設すべきではないか」  
 令和元年度6月会議「高すぎる国民健康保険料の引下げと、子どもの均等割分を実質的に減額免除する支援制度を創設すべき」  
 令和5年度6月会議「マイナンバーカードと保険証の一体化について」

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	給付事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
		担当者名	石間戸・古宇田	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	給付事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	被保険者への保険給付を円滑かつ適正に進める。						
対象者等	被保険者及び医療機関						
内容	(1) 保険給付支給にかかる事務費、会計年度任用職員報酬等 (2) 第三者行為求償事務国保連委託等						
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事務開始						
必要性	保険給付の公平性及び医療費の適正化を図るため、重要な事務である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 第三者行為における損害賠償請求については、東京都国民健康保険団体連合会にその請求事務にかかる費用を委託料として支出している。						
指  標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	被保険者へ適正な保険給付を行っていくため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	8,731	7,360	16,820	13,283	12,418	10,375	11,648	
決算額(5年度は見込み)	4,808	5,390	6,567	7,153	6,611	5,957	11,648	
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤職員報酬	927	報酬	非常勤職員報酬	932	報酬	非常勤職員報酬	1,052
職員手当等	期末手当	109	職員手当等	期末手当	0	職員手当等	期末手当	421
共済費	臨時職員雇用保険料等	106	共済費	臨時職員雇用保険料等	147	共済費	臨時職員雇用保険料等	243
需用費	消耗品、印刷製本	685	旅費	臨時職員費用弁償	0	旅費	臨時職員費用弁償	60
役務費	郵送料	2,600	需用費	消耗品、印刷製本	688	需用費	消耗品、印刷製本	1,053
委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託等	2,184	役務費	郵送料	2,247	役務費	郵送料	4,492
			委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託等	1,943	委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託等	4,327

行政コスト計算書	勘定科目			3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目			3年度	4年度	差額
	給与関係費		3,269	14,125	10,856	地方税等			0	0	0		
	物件費		5,469	4,878	▲ 591	国庫支出金			0	0	0		
	維持補修費		0	0	0	都支出金			0	5,951	5,951		
	扶助費		0	0	0	分担金及び負担金			0	0	0		
	補助費等		2	2	0	使用料及び手数料			0	0	0		
	減価償却費		0	0	0	その他			6,611	5	▲ 6,606		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)			6,611	5,956	▲ 655		
	賞与・退職給与引当金繰入額		425	1,270	845	行政収支差額(a)-(b)=(c)			▲ 2,554	▲ 14,319	▲ 11,765		
	その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)			0	0	0		
	行政費用合計(b)		9,165	20,275	11,110	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 2,554	▲ 14,319	▲ 11,765		
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)			0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 2,554	▲ 14,319	▲ 11,765		

備考 行政費用では、物件費として、高額療養費支給申請書や不当利得等の郵送料や、第三者行為損害賠償請求事務委託等がかかっている。3年度と比較して、担当職員の増により、給与関係費が増加している。行政収入は、都支出金(特別交付金)と行政収入その他(一般会計繰入金)である。

問題点・課題	-		
--------	---	--	--

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況(要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	医療費適正化対策事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
		担当者名	石間戸・石原・古宇田	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-08-01	医療費適正化対策事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 5（1993）年度	根拠	国民健康保険法、国民健康保険特別調整交付金				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等	交付方針				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	当区の被保険者一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。						
対象者等	被保険者及び医療機関						
内容	1 医療費分析を踏まえた医療費適正化事業 (1) 医療費分析 (2) 受診行動適正化指導 (3) ジェネリック医薬品利用差額通知 2 医療費通知の実施 平成12年から医療費通知の送付を始めたが、平成31年2月から年1回（前年度12月分から本年11月分まで）確定申告の時期に合わせて2月に送付 ・主な医療費通知の内容 (1) 受診者に関する事 (1) 受診年月に関する事 (3) 受診区分・日数に関する事 (4) 医療機関等の名称に関する事 (5) 医療費の額に関する事 3 レセプト点検員（平成20年度から業務委託により実施）によるレセプト内容点検の充実強化						
経過	1 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入（専門非常勤を配置） 3 平成12年 6月 医療費通知実施（実施要領制定） 4 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施（平成22年3月で終了） 5 平成20年 4月 レセプト点検専門業者委託実施 6 平成20年12月 画像レセプト方式導入 7 平成21年 8月 ジェネリック医薬品希望カード配布 8 平成25年 4月 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業の開始 9 平成27年 4月 糖尿病重症化予防等一部事業を保健事業費に組み換え 10 平成30年11月 不当利得返還請求電話催告業務委託実施 11 平成31年 2月 確定申告手続きに活用できる仕様の医療費通知の送付開始						
必要性	当区の一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、抑制のためにも医療費適正化対策事業の効果を検証し、継続する必要がある。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 1 国民健康保険診療（調剤）報酬明細書内容点検業務委託 2 医療費適正化事業業務委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① ジェネリック差額通知・削減効果額（千円）	1,190,856	1,276,156	1,333,626	1,413,883	1,654,657	想定薬剤費－実質薬剤費
	② レセプト点検の財政効果（円）	2,129	1,801	2,648	1,630	1,630	過誤調整額÷平均被保険者数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
重点的に推進	重点的に推進	医療費の適正化が保険者に強く求められているため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	28,246	39,566	30,725	32,783	29,907	25,647	29,157	
決算額 (5年度は見込み)	20,456	20,202	24,210	24,789	24,019	19,823	29,157	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	ジェネリック差額通知・削減効果額 (千円)	826,362	1,006,704	1,082,163	1,165,451	1,205,706	1,263,175	1,370,185
	レセプト内容点検 (枚)	880,626	837,718	811,842	716,209	735,586	730,512	727,436

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	7,000	報酬	会計年度任用職員報酬	5,134	報酬	会計年度任用職員報酬	7,345
職員手当等	会計年度任用職員社会保険料等	1,398	職員手当	会計年度任用職員期末手当	1,027	職員手当	会計年度任用職員期末手当	1,457
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,046	共済費	事務嘱託員社会保険料等	978	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,334
旅費	事務嘱託員旅費	26	旅費	事務嘱託員旅費	1	旅費	事務嘱託員旅費	6
需用費	ジェネリック医薬品啓発グッズほか	974	需用費	ジェネリック医薬品啓発グッズほか	840	需用費	ジェネリック医薬品啓発グッズほか	949
郵送料	郵送料	2,719	郵送料	郵送料	2,061	郵送料	郵送料	3,658
委託料	ジェネリック・レセプト点検	10,773	委託料	ジェネリック・レセプト点検	9,782	委託料	ジェネリック・レセプト点検	14,408

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	21,847	11,927	▲ 9,920	地方税等	0	0	0
	物件費	14,258	12,683	▲ 1,575	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	8,921	19,798	10,877
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	13	13	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	15,098	25	▲ 15,073
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	24,019	19,823	▲ 4,196
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,408	482	▲ 1,926	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,507	▲ 5,282	9,225
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	38,526	25,105	▲ 13,421	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,507	▲ 5,282	9,225
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,507	▲ 5,282	9,225	

備考 行政費用では、物件費として、ジェネリック医薬品促進通知作成等業務委託等の委託料が大半を占めている。行政収入では、都支出金（特別交付金）が大半を占めており、3年度と比較して、都支出金（特別交付金）が増加したことにより、行政収入その他（一般会計繰入金）の充当額が減少している。

問題点・課題 ○ジェネリック医薬品の供給量は社会情勢により変化するものであるため、現況に留意しながら送付時期等を考慮する必要がある。  
○医療費通知については、医療費控除で使用したい旨の要望が多いため、わかりやすい通知の作成に努めていく。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ジェネリック医薬品の供給不足や不信感の情勢下の中で、利用率の向上のため、通知内容を工夫する。	ジェネリック医薬品の供給不足の情勢下の中で、その状況にあった通知事業を実施した。	ジェネリック利用率のさらなる向上のため、通知の作成・送付と服薬指導を実施する。
②	医療費通知の通知自体の記載内容の工夫等を行い、より被保険者に寄り添った通知の作成・発送を実施する。	医療費通知に医療費総額と自己負担相当額の合計を記載することにより、1年間の医療費総額が一目でわかるように工夫した。	引き続き医療費通知送付の目的を周知するとともに、より効果的な医療費通知内容の作成及び送付を実施していく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨	令和元年度2月会議「ジェネリック医薬品の利用促進をやめるべき」

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	一般被保険者療養給付費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	石間戸	内線	2382			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	一般被保険者療養給付費						
	01-01-01	退職被保険者等療養給付費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（1959）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	一般被保険者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。							
対象者等	一般被保険者及び医療機関							
内容	1 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ※なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。							
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割） 2. 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3. 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4. 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 5. 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改定 6. 平成18年10月 一部負担金改正（70歳未満課税と上位所得者） 自己負担割合改正（70歳以上一定以上所得者） 7. 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 8. 平成20年 4月 一部負担金改正70歳以上1割→2割負担 9. 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）							
必要性	国民健康保険法第36条で保険者は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う、と規定されている。必要な保険給付とは、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等をいう。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	一人当たりの療養諸費（一般分）(円)	331,350	364,235	371,783	371,783	355,789	総費用額÷平均被保険者数
	②	一人当たりの療養諸費（退職分）(円)						総費用額÷平均被保険者数 ※R2年度より被保険者数は0
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続						
法定事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		13,399,933	13,442,848	13,284,798	12,593,079	12,619,129	12,487,954	12,502,026
決算額（5年度は見込み）		12,852,845	12,383,555	12,193,799	11,650,161	12,343,394	12,134,762	12,502,026
実績の推移	事項名（5年度は見込み）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	一人当り療養諸費（一般分）（円）	323,869	323,727	332,303	331,350	364,235	371,783	371,783
	23区順位（一般分）（位）	7	10	10	-	-	-	-
	一人当り療養諸費（退職分）（円）	460,407	570,377	535,884	-	-	-	-
	23区順位（退職分）（位）	12	2	9	-	-	-	-
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	一般被保険者療養給付費	12,343,394	負担金補助等	一般被保険者療養給付費	12,134,762	負担金補助等	一般被保険者療養給付費	12,502,025
負担金補助等	退職被保険者療養給付費	0	負担金補助等	退職被保険者療養給付費	0	負担金補助等	退職被保険者療養給付費	1

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	15,513	24,176	8,663	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	12,343,394	12,134,762	▲ 208,632
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	12,343,394	12,134,762	▲ 208,632	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	318	1,223	905	行政収入合計(a)	12,343,394	12,134,762	▲ 208,632
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,022	2,344	▲ 678	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,853	▲ 27,743	▲ 8,890
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	12,362,247	12,162,505	▲ 199,742	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,853	▲ 27,743	▲ 8,890
	特別費用(g)	0	47	47	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 47	▲ 47	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,853	▲ 27,790	▲ 8,937

備考 行政費用は、補助費等として、療養給付費がかかっている。3年度と比較して、給付実績の減により、補助費等が減少している。  
行政収入は、都支出金（普通交付金）である。

問題点・課題 ○荒川区の国保の資格喪失後に、荒川区の被保険者証で受診した場合、不当利得となる。国保資格喪失手続き時に喪失後受診の有無について確認し、不当利得の早期回収に努めていく。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	本格化するオンライン資格確認システムの動向把握と引き続きの不当利得事務処理を行っていく。	不当利得事務について、オンライン資格確認システムを活用することで、事務処理の軽減につなげることができた。	引き続きオンライン資格確認システムを活用して事務処理の効率化を図り、不当利得事務を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	一般被保険者療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
		担当者名	井坂・野口	内線	2382		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	退職被保険者等療養費					
	01-01-01	一般被保険者療養費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者が現金をもって支払をする現金給付事業である。国民健康保険制度では、療養の給付（現物給付）が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。						
対象者等	被保険者及び医療機関						
内容	療養費を支給することができる場合 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装着を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めたとき。（柔道整復・あんま・はり・きゅう等） (2) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむを得ない理由によると保険者が認めたとき。 (3) 海外療養費は、日本の保険診療の適用範囲内で、保険者がやむを得ないと認めるとき。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4 平成14年10月 3歳未満2割・70歳以上1割但し、現役並み所得者2割 5 平成18年10月 70歳現役並み所得者3割 6 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 7 平成20年 4月 義務教育就学前（6歳に達した最初の3月31日以前）2割 70～74歳で1割の者2割（但し、平成26年4月1日までに70歳を迎えた人については軽減措置により1割のまま） 8 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）						
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 被保険者の申請に基づき支給する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付件数(件)（一般）	21,986	22,665	22,317	22,317	22,322	
	② 給付件数(件)（退職）	0	0	0		0	制度廃止のため、対象被保険者なし
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		300,419	296,201	227,046	210,770	202,574	182,323	180,363
決算額（5年度は見込み）		277,969	238,970	217,597	177,254	177,740	178,031	180,363
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名（5年度は見込み）								
給付件数(件)（一般）		34,381	29,887	27,239	21,986	22,665	22,317	22,317
給付件数(件)（退職）		311	154	35	0	0	0	0
予算・決算の内訳		令和3年度（決算）			令和4年度（決算）		令和5年度（予算）	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	一般被保険者療養費	177,740	負担金補助等	一般被保険者療養費	178,031	負担金補助等	一般被保険者療養費	180,362
負担金補助等	退職被保険者等療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等療養費	1

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	5,271	6,868	1,597	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	177,740	178,031	291
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	177,740	178,031	291	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	177,740	178,031	291
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,027	666	▲ 361	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,298	▲ 7,534	▲ 1,236
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	184,038	185,565	1,527	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,298	▲ 7,534	▲ 1,236
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,298	▲ 7,534	▲ 1,236	

備考  
行政費用は、補助費等として、療養費がかかっている。  
行政収入は、都支出金（普通交付金）である。

問題点・課題  
○海外療養費について、不正受給を防止するために、申請内容の点検や審査体制を強化していく。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	海外療養費は現地病院の実態が把握しにくいいため、引き続き委託会社による調査を行い、適正な審査事務を実施する。	申請があった海外療養費についてはすべて、専門性を持つ委託会社による調査を行い、適正な審査事務に務めた。	海外療養費について、継続的に専門業者による調査委託を行い、審査体制を強化していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会(要旨)質問状	平成30年度11月会議「外国人の国民健康保険利用について実態調査すべき」		

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高額療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	堀口・小川	内線	2383			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	一般被保険者高額療養費						
	01-01-01	退職被保険者等高額介護合算療養費						
	01-01-01	退職被保険者等高額療養費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48（ 1973 ）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。							
対象者等	被保険者							
内容	1 同じ月内に同じ医療機関（入院・外来・医科・歯科別）に支払った一部負担金が、一定の限度額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給する。 2 厚生労働大臣の指定した特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症及び人工透析が必要な慢性腎不全）の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。 3 月の途中で、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した者のその月の限度額は1/2となる。							
経過	1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設（30,000円以上） 2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施（30,000円以上） 3 昭和51年8月～平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定 4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更 5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入（21年度支給開始） 6 平成21年1月1日 75歳到達月の自己負担限度額の特例制度施行 7 平成27年1月1日 70歳未満自己負担限度額変更 8 平成29年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更・年間外来合算制度実施 9 平成30年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更 10 令和3年12月 全世帯に対して支給の簡素化を実施							
必要性	国民健康保険法第57条の2において、保険者は一部負担金等の額が著しく高額である時は、世帯主または組合員に対し、高額療養費を支給することが規定されている。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） <償還払> 医療機関からのレセプトが到着（診療月から2～3月）→該当世帯を確認→申請書発送 <現物払> 限度額認定証（交付申請が必要）を医療機関に提示→窓口で支払いが限度額までとなる							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	高額療養費支給件数(件)	33,003	33,083	32,750	33,000	33,000	一般+退職
	②	高額介護合算療養費支給件数(件)	90	100	109	100	90	一般+退職
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,950,123	1,942,801	1,945,549	1,807,953	1,870,844	1,896,546	1,969,760
決算額（5年度は見込み）		1,812,477	1,722,303	1,768,661	1,770,570	1,869,343	1,817,365	1,969,760
実績の推移	事項名（5年度は見込み）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	一般支給件数（高額介護合算含む）（件）	24,742	27,807	32,096	33,089	33,183	32,859	33,100
	退職支給件数（高額介護合算含む）（件）	205	84	20	4	0	0	0

  

予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,865,564	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,814,268	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,965,717
負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	1
負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	3,779	負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	3,097	負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	4,041
負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	1

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	15,368	9,616	▲ 5,752	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,869,343	1,817,365	▲ 51,978
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,869,343	1,817,365	▲ 51,978	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,869,343	1,817,365	▲ 51,978
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,994	932	▲ 2,062	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,362	▲ 10,548	7,814
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,887,705	1,827,913	▲ 59,792	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,362	▲ 10,548	7,814
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,362	▲ 10,548	7,814	

備考 行政費用は、補助費等として、高額療養費がかかっている。3年度と比較して、支給実績の減により、補助費等が減少している。  
行政収入は、都支出金（普通交付金）である。

問題点・課題 高額療養費申請者の負担軽減のため、全世帯向けに手続きの簡素化を実施した。今後は、標準システムで可能な処理状況も確認しつつ、年間外来合算高額療養費についても手続きの簡素化を検討していく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支払負担なしの公費利用者も、計算の上、自動振込対象者とすることが可能かどうか検討し、自動振込数を増やしていく。	支払負担なしの公費利用者についても、自動振込を勧奨し、自動振込の割合は増加している。	発送や支給事務の作業効率を高め、申請書の到着や、申請から着金までの日数の短縮に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	出産育児一時金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	石原	内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	出産育児一時金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。							
対象者等	被保険者							
内容	<p>1. 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。</p> <p>2. 支給金額420,000円</p> <p>3. 妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。</p> <p>4. 同一出産につき、社会保険等の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。</p> <p>5. 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始（内容については、「出産費資金貸付事業」参照）</p> <p>6. 平成19年 4月 出産一時金を区から医療機関等に支払う受取代理制度開始。</p> <p>7. 平成21年 1月 産科医療制度制定に伴い、その保険料分として支給額を引き上げ 35万円⇒38万円</p> <p>8. 平成21年10月 医療機関等への直接支払制度開始に伴い、支給額を引き上げ 38万円⇒42万円</p> <p>9. 令和5年4月 支給額を引き上げ 42万円⇒50万円</p>							
経過	<p>1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施</p> <p>2. 昭和43年 4月 育児手当金創設</p> <p>3. 平成 6年10月 出産育児一時金の創設</p> <p>4. 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始</p> <p>5. 平成21年 9月30日 受取代理制度廃止</p> <p>6. 平成21年10月 医療機関への直接払い制度の開始（支払先：国民健康保険団体連合会）</p> <p>7. 平成23年 4月 直接支払制度・支給額の恒久化、受取代理制度の制度化</p>							
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の出産に関して、出産育児一時金の給付を行うものとする規定されている。							
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>○医療機関等への直接支払制度…健康保険証を提示して、分娩する医療機関等に申込む。</p> <p>○直接支払制度を利用しない場合は、保険者へ申請する。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	支給件数(件)	170	171	148	162	200	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		131,460	142,800	112,560	91,560	84,420	76,860	81,000
決算額 (5年度は見込み)		110,410	84,277	84,417	72,985	72,601	63,287	81,000
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	支給件数(件)	262	202	200	170	171	148	162

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	出産育児一時金	72,601	負担金補助等	出産育児一時金	63,287	負担金補助等	出産育児一時金	81,000

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,087	2,060	973	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	72,601	63,287	▲ 9,314	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	72,601	63,287	▲ 9,314	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	72,601	63,287	▲ 9,314	
	賞与・退職給与引当金繰入額	212	200	▲ 12	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,299	▲ 2,260	▲ 961	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	73,900	65,547	▲ 8,353	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,299	▲ 2,260	▲ 961	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,299	▲ 2,260	▲ 961		

備考  
行政費用は、補助費等として、出産育児一時金がかかっている。  
行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題  
海外出産について、調査委託等を活用し、適正な審査と円滑な事務処理を継続して実施していく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も海外出産について、調査委託を活用し、適正な審査、事務処理を行っていく。	海外出産について、調査委託を活用し、適正な審査、事務処理を行った。	引き続き、調査委託等を活用し、出産育児一時金の適正な審査、事務処理を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨  
平成30年度11月会議「外国人の国民健康保険利用について実態調査すべき」  
令和元年11月会議「国民健康保険に出生手当金・傷病手当金制度創設の区の認識を問う」

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	葬祭費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	野口	内線	2382			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	葬祭費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（1959）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。							
対象者等	荒川区国民健康保険被保険者の葬祭を行った者							
内容	1 被保険者が死亡した場合、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給するものであるが、葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の係りに係わりはない。 2 支給金額70,000円 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足時より実施 2 昭和39年 4月 ~ 平成10年 4月 支給金額9回の改定（2,500円⇒70,000円）							
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の死亡に関して、葬祭費の支給を行うものとして規定されている。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 国保資格喪失届出時に葬祭費申請を促す（喪失届用紙の複写が葬祭費請求書） ※申請時は、被保険者と窓口で接触できる機会であり、この機会をとらえて保険料充実に努めている。							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	給付件数(件)	270	256	273	261	295	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		20,510	21,070	20,580	23,030	20,650	20,650	18,270
決算額 (5年度は見込み)		20,510	19,810	20,580	18,900	17,920	19,110	18,270
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	支給件数(件)	293	283	294	270	256	273	261
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	葬祭費	17,920	負担金補助等	葬祭費	19,110	負担金補助等	葬祭費	18,270

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,211	0	▲ 1,211	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	17,920	19,110	1,190	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	17,920	19,110	1,190
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	17,920	19,110	1,190
	賞与・退職給与引当金繰入額	236	0	▲ 236	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,447	0	1,447
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	19,367	19,110	▲ 257	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,447	0	1,447
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,447	0	1,447

備考

行政費用は、補助費等として、葬祭費がかかっている。  
行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議決要旨			

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-17	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	結核・精神医療給付金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	石原	内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	結核・精神医療給付金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 7（1995）年度	根拠	荒川区国民健康保険条例					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の自己負担額に相当する額を支給する。なお、本事業は東京都の単独補助事業であり、その給付に要した経費は保険給付費等交付金により措置される。							
対象者等	被保険者							
内容	1 結核医療給付 (1) 感染症法第37条の2第1項に係る医療費公費負担（一般医療） (2) 感染症法第37条第1項に係る医療費公費負担（入院勧告） 2 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付（措置入院） (2) 自立支援医療制度（精神通院）（平成18年4月1日から） * なお、食事療養費に関するものは除く							
経過	1 平成 7年 7月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2 平成12年 9月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4 平成18年 4月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正（5%⇒10%）							
必要性	対象となる医療について、医療保険及び国制度による公費負担を適用した後の自己負担分について、都費により助成（給付）するものである。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 療養給付費と同じく、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を実施。 助成を受ける者は、受給者証の申請が必要になった。（平成15年4月から）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	受給者証発行件数(件)	843	1,200	1,368	1,368	1,000	
	②	給付件数(件)	16,038	16,395	17,054	17,078	17,030	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続						
都単独補助事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		19,680	18,199	18,397	18,980	19,991	19,461	20,528
決算額 (5年度は見込み)		18,217	18,151	18,378	18,979	18,699	19,419	20,528
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	支給件数(件)	15,361	15,410	16,166	16,038	16,395	17,054	17,078
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	結核・精神医療給付金	18,699	負担金補助等	結核・精神医療給付金	19,419	負担金補助等	結核・精神医療給付金	20,528

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,211	687	▲ 524	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	18,699	19,419	720
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	18,699	19,419	720	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	18,699	19,419	720
	賞与・退職給与引当金繰入額	236	67	▲ 169	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,447	▲ 754	693
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	20,146	20,173	27	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,447	▲ 754	693
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,447	▲ 754	693	

備考

行政費用は、補助費等として、結核・精神医療給付金がかかっている。  
行政収入は、都支出金（普通交付金）である。

問題点・課題

○国保受給者証（精神通院）の申請受付から交付について、社保や後期高齢者医療制度の加入者は、都単独公費事業として、各医療保険者を経由することなく事務が行われている。特別区は、東京都に対し制度の複雑さを解消するため、都単独公費事業に一本化することを要望しているものの実現されていない。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も関係部署と連携し、適正で、遅滞ない事務を行っていく。	適正かつ遅滞のない事務処理を行った。	今後も関係部署と連携し、適正で遅滞のない事務を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	平成13年度3月会議「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	傷病手当金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	古宇田	内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	傷病手当金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2（2020）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、労働者が感染又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することを目的に創設された。							
対象者等	被保険者							
内容	<p>○対象者；被保険者の内、次の①から③に該当する者</p> <p>①勤務先から給与等の支払を受けている</p> <p>②新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われた</p> <p>③療養のために仕事ができず、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができなかった</p> <p>○支給となる日数：療養のために連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日</p> <p>○支給額：【（直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2/3）】×支給対象日数</p> <p>○適用期間：令和2年1月1日から令和5年5月7日まで（入院が継続する場合等は、健康保険と同様に最長1年6月まで）</p>							
経過	<p>国保制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者が保険財政上余裕がある場合等に自主的に条例を制定して行うことができるとされている。</p> <p>しかし、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内の感染拡大防止の観点から、感染又は感染が疑われる被用者に休みやすい環境を整備するため、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うことになった。</p> <p>○令和2年5月 荒川区国民健康保険条例、施行規則（以下「規則」という。）一部改正、運用開始</p> <p>○令和2年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を3回実施、3回規則改正</p> <p>○令和3年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を4回実施、4回規則改正</p> <p>○令和4年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を4回実施、4回規則改正</p> <p>○令和5年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を1回実施、1回規則改正</p>							
必要性	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため必要な事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	申請者数	14	31	137	84	0	R5見込みはR3, R4申請者数の平均
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続						
国の緊急的・特例的な措置として財政支援を受けて実施しているものである。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額					18,000	1,972	6,524	4,222
決算額 (5年度は見込み)					1,095	1,958	5,450	4,222
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	支給件数				14	31	136	84
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助及び交付金	傷病手当金	1,958	負担金補助及び交付金	傷病手当金	5,450	負担金補助及び交付金	傷病手当金	4,222

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,175	1,374	▲ 801		地方税等	0	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,729	4,917	3,188	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	1,958	5,450	3,492	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	229	533	304	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,958	5,450	3,492	▲ 2,599	▲ 1,507	
	賞与・退職給与引当金繰入額	424	133	▲ 291	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,599	▲ 1,507	1,092	0	0	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	▲ 2,599	▲ 1,507	
	行政費用合計(b)	4,557	6,957	2,400	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,599	▲ 1,507	1,092	0	0	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	▲ 2,599	▲ 1,507	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,599	▲ 1,507	1,092			

備考 行政費用は、補助費等として、傷病手当金がかかっている。3年度と比較して、支給実績の増により、補助費等が増加している。  
行政収入は、都支出金（特別交付金）と行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題 PCR検査を受けた入院者で、かつ、給与収入者に対し、引き続き申請案内を送っていく。制度上給与所得者のみ傷病手当金の申請を行うことができる。フリーランス・業務委託により国保加入者だが傷病手当金を申請できない、また事業主でないため公的機関等が実施する事業主に係る給付金制度についても利用できない方からの相談があり、制度の狭間でこぼれてしまう加入者がいることが課題である。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	第6波を過ぎても感染の減少ペースは緩やかで高止まりの状態が続いていることから、引き続き迅速な支給に努める。	問合せに対し、支給要件等を丁寧に説明するとともに、迅速な支給を行った。	引き続き支給対象の要件について丁寧な説明を行い、適正及び迅速な支給を行っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
況(要旨)	議会質問状		

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	石原	内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 4（2022）年度	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	区民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を図ることを目的に生活習慣病の予防啓発を進め、健康寿命の延伸に寄与する。							
対象者等	区内在住の高齢者（ただし、事業を実施した際に交付される特別調整交付金対象者は75歳以上のみ）							
内容	KDB（国保データベース）システム等を活用し分析を行い健康課題を明確にした上で、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせた保健事業を実施する。 <input type="radio"/> ハイリスクアプローチ事業 荒川区は健康課題として高血圧症の方が多いため、高血圧症の方をKDBで抽出し、高血圧症予防等のリーフレットや脳ドック受診助成事業の案内を送付し、希望者には健康相談を実施する。 <input type="radio"/> ポピュレーションアプローチ事業 荒川区社会福祉協議会と連携し、医療専門職が「あらかわ粋・活ふれあいサロン」等に赴き、高齢者を対象に、生活習慣病予防啓発や健康相談を実施する。 <input type="radio"/> 健康状態不明者事業 医療、健診ともに未受診であり、かつ要介護認定も受けていない健康状態不明者へ、質問票の送付と電話による健康状態の把握を行う。必要時には地域包括支援センターへ接続する。							
経過	令和2年4月1日 高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報を一括して把握できるように規定が整備された。 令和4年4月 事業開始 令和5年4月 健康状態不明者事業開始							
必要性	国民健康保険法第82条及び高齢者の医療の確保に関する法律第125条において保険者が保健事業を実施することが定められている。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 保険給付係の医療専門職が企画・調整等を担当し、後期高齢者医療係の歯科衛生士と連携して事業を実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	ハイリスクアプローチ実施数			119	200	200	予防啓発リーフレット等の送付数
	②	ポピュレーションアプローチ実施数			6	7	8	実施回数
③	健康状態不明者事業				200	200	質問票の送付数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進	被保険者の健康の保持増進のために必要な事業である。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額						3,609	7,185	
決算額 (5年度は見込み)						3,288	7,185	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	ハイリスクアプローチ						119	200
	ポピュレーションアプローチ						6	7
	健康状態不明者事業							200

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
			報酬	非常勤職員報酬	2,185	報酬・旅費	非常勤職員報酬・旅費	2,591
			職員手当等	時間外手当・期末手当 (会計)	433	職員手当等	時間外手当・期末手当 (会計)	541
			共済費	健康保険料 (会計) 等	408	共済費	健康保険料 (会計) 等	432
			報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	28
			旅費	職員旅費・通勤手当 (会計) 等	253	需用費	消耗品、印刷製本	100
			需用費	消耗品、印刷製本	0	役務費	郵送料	17
			役務費	郵送料	9	委託料	委託料	3,476

行政コスト計算書	勘定科目	3年度	4年度	差額	勘定科目	3年度	4年度	差額
	給与関係費	1,087	8,865	7,778	地方税等	0	0	0
	物件費	0	262	262	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	3,616	3,616
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	3,616	3,616
	賞与・退職給与引当金繰入額	212	573	361	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,299	▲ 6,084	▲ 4,785
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,299	9,700	8,401	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,299	▲ 6,084	▲ 4,785
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,299	▲ 6,084	▲ 4,785

備考 行政費用では、給与関係費が大半を占めている。令和3年度と比較して、令和4年度新規事業のため、行政費用全体が増加している。  
行政収入は、行政収入その他（受託事業収入）である。

問題点・課題 ○ハイリスクアプローチの際は、高血圧症重症化予防啓発リーフレット作成の際は、健康推進課、高齢者福祉課、介護保険課と連携し、一体的に実施できるように工夫する必要がある。  
○ポピュレーションアプローチの際は、効果的・効率的に予防啓発ができるよう荒川区社会福祉協議会と調整して進める必要がある。  
○健康状態不明者への支援を行う際には、地域包括支援センターと連携し実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高血圧症の方の抽出基準方針を決定し、関係所管課と連携し、ハイリスクアプローチを実施する。	高血圧症の方を抽出し、通知送付と電話勧奨によるハイリスクアプローチを実施した。	高血圧症の方を抽出し、通知の作成・送付および健康相談によるハイリスクアプローチを実施する。
②	荒川区社会福祉協議会と調整し、対象者の特性に合わせた生活習慣病の予防啓発を実施していく。	荒川区社会福祉協議会と調整し、栄養と歯科について健康相談を実施した。	荒川区社会福祉協議会と調整し、対象者の特性に合わせた生活習慣病予防の啓発を実施する。
③			健康状態不明者を抽出し、質問票及び電話により健康状態を把握し、必要なサービスに接続する。

他 7 区 未実施 15 区 不明 0 区 )  
令和5年度までに全保険者が実施することが求められている。

他 7 区 未実施 15 区 不明 0 区 )  
令和5年度までに全保険者が実施することが求められている。

議 会 質 問 状 況 ( 要 旨 )

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-20		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	収納管理費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼	
			担当者名	本間	内線	2386	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-06-01	収納管理費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	被保険者の保険料収納に関する事務						
対象者等	被保険者						
内容	<p>国民健康保険料の徴収に要する経費（消耗品購入、印刷製本及び委託料）を支出する。</p> <p>(1) 保険料収納 条例施行規則改正による口座振替原則化に伴う口座振替登録や促進、納付書による自主納付を行う。</p> <p>(2) 口座振替登録による収納 条例に基づき、原則口座振替による収納を徹底するため、国民健康保険加入の機会を捉え、口座振替の登録を促進している。口座振替登録時に還付口座としても登録を行うことにより、還付金が発生した際に速やかに還付できる体制としている。</p> <p>(3) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始</li> <li>・ 納付方法の多様化</li> <li>(1) 収納代行業者への業務委託によりコンビニエンスストアでの保険料収納を実施（平成18年10月から）</li> <li>(2) モバイルレジ・モバイルクレジット収納の開始（平成元年10月から）</li> <li>(3) 納付書を活用した電子マネー決済の開始・PayPay、LINE Pay（令和3年6月から）</li> <li>(4) 納付書を活用した電子マネー決済の拡充・au PAY、d払い、J-Coinの追加（令和4年4月から）</li> <li>(5) 納付書を活用した電子マネー決済の拡充・FamiPay、楽天ペイの追加（令和5年5月から）</li> <li>・ 口座振替登録方法の多様化</li> <li>(1) 口座振替ページ登録（キャッシュカードによる登録）の開始（平成25年7月から）</li> <li>(2) Web口座振替、AIRPOST（PC・スマートフォンでの登録）の開始（令和5年3月から）</li> </ul>						
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。						
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>口座振替による納期内納付を促進している。滞納者には日常の納付相談に加え、様々な機会を捉えて相談につなげ早期の納付を促す。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 督促状発送数(枚)	72,000	62,078	60,000	60,000		
	② 口座振替登録率(%)	38.2	38.7	38.1	40.0	40.0	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
推進	推進	国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		32,172	33,142	29,618	27,755	25,801	36,952	30,749
決算額(5年度は見込み)		26,104	25,331	23,762	20,958	20,216	32,026	30,749
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
調定額(現年分)※居所不明分除く(千円)		5,919,933	5,789,228	5,651,349	5,308,314	5,235,058	5,367,612	5,073,853
収納額(千円)		5,228,598	5,136,185	5,046,943	4,720,441	4,758,958	4,933,179	
収納率(%)		88.32	88.72	89.31	88.93	90.91	91.91	
調定額(滞繰分)(千円)		1,234,545	1,514,448	1,462,061	1,333,268	1,262,291	1,001,774	840,479

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	臨時職員賃金	0	報酬	臨時職員賃金	131	報酬	臨時職員賃金	351
共済費	臨時職員社会保険料等	0	共済費	臨時職員社会保険料等	18	共済費	臨時職員社会保険料等	60
需用費	事務用消耗品・印刷製本	2,302	需用費	事務用消耗品・印刷製本	3,193	需用費	事務用消耗品・印刷製本	2,963
役務費	郵送料・公金手数料	8,342	役務費	郵送料・公金手数料	18,332	役務費	郵送料・公金手数料	12,482
委託料	収納データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係	10,955	委託料	収納データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係	10,325	委託料	収納データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係	13,394
使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	27	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	27	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料、web口座振替受付サービス使用料	1,479
旅費	臨時職員費用弁償	0	旅費	臨時職員費用弁償	0	旅費	臨時職員費用弁償	20

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	16,673	20,410	3,737	地方税等	0	0	0
	物件費	20,215	31,876	11,661	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	3,631	3,631
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1	1	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	20,216	28,395	8,179
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	20,216	32,026	11,810
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,248	1,965	▲ 1,283	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 19,921	▲ 22,226	▲ 2,305
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	40,137	54,252	14,115	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 19,921	▲ 22,226	▲ 2,305
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 19,921	▲ 22,226	▲ 2,305	

備考 行政費用では、物件費として、郵送料や公金手数料、保険料等収納事務委託が大半を占めている。3年度と比較して、令和5年3月にウェブ口座振替受付サービスを開始したことにより、当該経費の物件費が増加している。行政収入は、都支出金(特別交付金)と行政収入その他(一般会計繰入金)である。

問題点・課題 ○外国人被保険者の制度理解を深め、保険料の納付義務を認知してもらう必要がある。  
○口座振替登録率を向上させ、納期内納付を促進する必要がある。

問題点・課題の改善策		
①	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価
①	電子マネー収納の種類を増やし、周知する。	使用可能キャリアが増え、ホームページや通知送付の際に封筒へ印刷するなど周知を図った。Web口座振替とともに今後も周知を図る。
②	各種文書、制度案内チラシ等の翻訳を引き続き行う。国別、属性別、所属別の分析、制度案内の方法を検討する。	多言語での案内文の作成や、出入国管理局等と連携し、外国人加入者に対して、保険制度や納付義務等の認知を深めた。
③		

他区の実況	(実施)		未実施		不明	
	22	区	0	区	0	区
議会の要旨						

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	収納率向上対策事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	本間	内線	2386			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-07-01	収納率向上対策事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 5（1993）年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例・条例施行規則 ほか					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。							
対象者等	被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。</li> <li>2 短期証（年2回発行）の交付・資格証明書の発行による、滞納者への接触機会の拡大を図る。</li> <li>3 滞納者へ滞納処分（財産調査・差押等）を行う。</li> <li>4 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。</li> <li>5 滞納者への個別・一斉催告の実施 一斉催告は年3回の送付とし、4月・11月・2月に送付している。また、高額・長期滞納者へは随時、個別催告を送付している。</li> <li>6 書面による通知と併せ、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、より効果的な納付促進を図る。</li> </ol>							
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和63年 4月 徴収嘱託員制度を導入</li> <li>2 平成18年 4月 滞納整理専門員を新たに雇用（当初は人材派遣。平成22年度から非常勤職員を雇用）</li> <li>3 平成25年 4月 条例施行規則改正により口座振替を原則化</li> <li>4 平成25年 4月 納付案内センターによる訪問催告及び徴収を開始</li> <li>5 平成27年 4月 徴収嘱託員制度を廃止し、訪問催告を完全委託化</li> <li>6 令和 2年 4月 SMSを活用した催告を開始</li> </ol>							
必要性	国民健康保険法第76条「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」同法第79条及び地方自治法第231条の3第3項「～納付すべき金額を納付しないときは、～地方税の滞納処分の例により処分することができる。」と規定。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 納付案内センターによる電話及び訪問催告を実施。							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	収納率（現年分）（%）	88.93	90.91	91.91	93.00	94.74	当初目標値をR3年度に達成したため近年の伸び率を参考に再設定
	②	収納率（滞繰分）（%）	26.43	31.75	32.49	33.00		
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進		重点的に推進 国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		81,643	85,373	94,637	101,936	105,951	97,192	105,136
決算額(5年度は見込み)		73,133	78,799	88,054	94,699	95,222	89,628	105,136
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
保険料収納率(%) 荒川区(現年分)		88.32	88.72	89.31	88.93	90.91	91.91	93.00
23区平均収納率(現年分)(%)		86.30	86.83	87.33	88.76	90.10	-	-
23区順位(現年分)(位)		5	6	7	12	9	-	-
保険料収納率(%) 荒川区(滞線分)		32.31	25.93	28.48	26.43	31.75	32.49	33.00
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	会計年度職員報酬	19,486	報酬	会計年度職員報酬	18,834	報酬	会計年度職員報酬	21,909
職員手当等	時間外勤務手当・会計年度期末手当	6,517	職員手当等	時間外勤務手当・会計年度期末手当	5,018	職員手当等	時間外勤務手当・会計年度期末手当	4,203
共済費	会計年度職員社会保険料等	3,731	共済費	会計年度職員社会保険料等	3,598	共済費	会計年度職員社会保険料等	4,116
旅費	特別旅費、会計年度職員交通費	680	旅費	特別旅費、会計年度職員交通費	644	旅費	特別旅費、会計年度職員交通費	751
需用費	事務用消耗品、印刷製本費	1,911	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	1,950	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	2,116
役務費	郵送料、電話料、財産調査手数料、SMSサービス	8,492	役務費	郵送料、電話料、財産調査手数料、SMSサービス	5,350	役務費	郵送料、財産調査手数料	9,109
委託料	納付案内センター・区外現地調査	55,661	委託料	納付案内センター・区外現地調査	53,738	委託料	納付案内センター・区外現地調査	61,803

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	70,133	66,537	▲ 3,596	地方税等	0	0	0
	物件費	66,676	62,179	▲ 4,497	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	21,627	89,535	67,908
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	139	40	▲ 99	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	76,700	94	▲ 76,606
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	98,327	89,629	▲ 8,698
	賞与・退職給与引当金繰入額	8,281	3,852	▲ 4,429	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 46,902	▲ 42,979	3,923
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	145,229	132,608	▲ 12,621	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 46,902	▲ 42,979	3,923
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 46,902	▲ 42,979	3,923

備考  
行政費用では、物件費として、納付案内センター運営業務委託料が大半を占めている。  
行政収入では、都支出金(特別交付金)が大半を占めており、3年度と比較して、都支出金(特別交付金)が増加したことにより、行政収入その他(一般会計繰入金)の充当額が減少している。

問題点・課題  
○滞納を発生させないためには、まず、現年度分の保険料の納期内納付を徹底する必要がある。そのためには、加入時に保険制度の説明、保険料のしくみ、口座振替登録を確実にを行うため、課全体で取り組む必要がある。  
○滞納の長期化・高額化を防ぐため、納付、相談がない滞納者に対しては、早期に滞納処分に着手する。  
○支援を必要としている方には、庁内のみならず他機関の支援などにもつなぐよう、常に情報収集を行う必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、個々人に適正な方法で納付相談の円滑化を図る。	履行監視の結果に基づくSMSの送信を実施。早期の滞納抑制を図った。支援が必要な方には関係機関へ繋いだ。	他課と連携し、区全体として滞納に取り組む体制を検討する。
②	3年度の効果を検証し、現地調査の実施、対象者を検討する。	通知等の郵送戻りが複数回ある場合には、現地調査を実施し、支援や処理が必要な場合は関係機関へ繋いだ。	不要な滞納を生まないよう、資格情報に影響のある手続きについて、適切に行うよう様々な機会を捉えて案内する。
③	来庁しなくても、保険制度への理解が深まるような動画、ホームページ、チラシ、案内先、実施者など有効な周知方法を検討する。	保険料に関する説明ページなどを改善した。	国保全体で説明文や用語など、理解しやすい文章に改善することや、カテゴリの分け方を変え、探しやすい構成に改善する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度6月会議「収納率の向上に向けた取り組み」</li> <li>平成24年度6月会議「歳入課の創設、保険料から税への転換」</li> <li>平成29年度6月会議「収納率向上や差し押さえ強化などを奨励するやり方をやめるよう都に求めること」</li> <li>平成29年度2月会議「外国人の収納率等について」</li> </ul>

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-22	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
		担当者名	吉田	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	後期高齢者事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20（2008）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等に係る窓口業務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスを円滑に提供する。						
対象者等	25,354人(令和5年3月末日現在) 1 75歳以上の者 75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいがある都広域連合の認定を受けた者						
内容	1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合（平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される） 2 患者負担 1割、2割または3割 3 保険給付 現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（療養費の支給等） ※患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様 4 財源構成 ・後期高齢者の保険料 約10% ・現役世代からの支援 約40% ・公費 約50% 5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は法令で「広域連合の努力義務」とされている。 6 事務の分担 区：保険料の徴収と窓口業務 広域連合：資格・賦課・給付業務						
経過	平成18年6月、医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正された。 平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行 平成25年8月、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者医療制度については、「現行制度を基本とし、実施状況を踏まえ、改善を行うことが適当である」とされた。その後平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療費適正化の推進を図ることとなった。 平成30年4月、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国保における住所地特例が後期高齢者医療制度にも引き継がれることになった。 令和4年10月、これまでの患者負担割合 1割、3割に加え、新たに2割が追加された。						
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第48条に規定する「保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務」については区が行うこととされており、荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務を具体的に規定している。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 1 資格取得、喪失及び変更受付 2 被保険証等の引渡し 3 住民基本台帳等の広域連合への情報提供 4 各種申請書等の受付 5 相談・照会への対応						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 被保険者数（人）	24,159	24,456	25,354	27,421	28,000	実績は3月末広域連合月報数値、見込は予算数値、目標は予測値
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	法定事務であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		145,961	51,472	41,840	51,949	35,190	68,939	41,076
決算額 (5年度は見込み)		104,370	32,832	25,911	33,810	27,079	58,918	41,076
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
被保険者数(年度末)(人)		23,553	24,103	24,278	24,159	24,456	25,354	27,421
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤職員報酬	2,635	報酬	非常勤職員報酬	3,397	報酬	非常勤職員報酬	2,916
職員手当等	一般職期末手当	411	職員手当等	一般職期末手当	412	職員手当等	一般職期末手当	422
共済費	非常勤職員等社会保険料	455	共済費	非常勤職員等社会保険料	601	共済費	非常勤職員等社会保険料	511
旅費	後期高齢者医療担当旅費	8	旅費	後期高齢者医療担当旅費	2	旅費	後期高齢者医療担当旅費	52
需用費	事務用消耗品窓あき封筒	326	需用費	事務用消耗品窓あき封筒	149	需用費	事務用消耗品窓あき封筒	1,543
役務費	郵送代	2,749	役務費	郵送代	20,156	役務費	郵送代	5,238
委託料	後期医療制度システム対応経費	20,495	委託料	後期医療制度システム対応経費	34,201	委託料	後期医療制度システム対応経費	30,394

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	47,542	39,568	▲ 7,974	地方税等	0	0	0
	物件費	23,577	54,508	30,931	国庫支出金	0	9,145	9,145
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	6	7	1	使用料及び手数料	0	17	17
	減価償却費	0	0	0	その他	26,055	34,952	8,897
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	26,055	44,114	18,059
	賞与・退職給与引当金繰入額	8,595	3,416	▲ 5,179	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 53,665	▲ 53,385	280
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	79,720	97,499	17,779	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 53,665	▲ 53,385	280
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 53,665	▲ 53,385	280

備考 行政費用では、物件費として、主に後期高齢者医療制度システム運用保守委託（18,955千円）とサーバ移行業務委託（14,641千円）がかかっている。  
行政収入は、国庫支出金（国庫補助金）と行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題 後期高齢者医療制度の事務事業費はシステム対応経費、被保険者数の増加により伸びている。また団塊の世代の年齢到達を迎えており、数年は被保険者数が大幅に増加するものと予測されているため、より効率的な事務事業の運営等の対応が必要とされる。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	執行計画に基づき適正に支出を行う。	支出負担行為額と支出金額を定期的に照合することにより支出漏れの防止を行った。	執行計画に基づき適正に支出を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-23	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	収納管理費（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
		担当者名	吉田	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	収納管理費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	後期高齢者医療制度被保険者に係る保険料収納に関する事務						
対象者等	1 75歳以上の者 75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいがある都広域連合の認定を受けた者						
内容	後期高齢者医療制度保険料の徴収に関すること 1 保険料の納入通知書、納付書を作成・送付すること ※保険料滞納者に対するのアプローチ等は、「収納率向上対策事業費（後期高齢者）」参照						
経過	平成20年 7月 本算定（7月）より普通徴収を開始 平成20年10月 特別徴収を開始						
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 保険料徴収→保険料の賦課は広域連合が行う。区は保険料情報を受取り、期割り処理を行い、納入通知書・納付書及び口座振替依頼書を発送する。→本算定7月、月次異動賦課については7月以降毎月						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 特別徴収率	0.36	0.35	0.32	0.35	0.40	決算に対する特徴と普徴の収入比率
	② 普通徴収率	0.64	0.65	0.68	0.65	0.60	決算に対する特徴と普徴の収入比率
③ 口座振替収納取扱件数の比率	70.66	67.20	69.83	70.00	75.00	年間の延べ普通徴収のうち口座振替による収納取扱件数の割合	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
推進	推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		8,466	9,158	9,188	9,241	9,150	9,155	10,089
決算額（5年度は見込み）		7,396	7,123	7,584	7,819	7,273	7,713	10,089
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名（5年度は見込み）								
特別徴収率		0.35	0.35	0.35	0.36	0.35	0.32	0.35
普通徴収率		0.65	0.65	0.65	0.64	0.65	0.68	0.65
口座振替収納取扱件数の比率		75.00	75.00	75.00	70.66	67.20	69.83	70.00
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	納付書・納入通知書等	1,140	需用費	納付書・納入通知書等	1,140	需用費	納付書・納入通知書等	1,970
役務費	郵送料・公金収納手数料	4,077	役務費	郵送料・公金収納手数料	4,287	役務費	郵送料・公金収納手数料	5,397
委託料	収納テープ作成委託料	2,056	委託料	収納テープ作成委託料	2,286	委託料	収納テープ作成委託料	2,722

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	7,249	9,272	2,023	地方税等	0	0	0
	物件費	7,273	7,713	440	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	8,160	8,575	415
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	8,160	8,575	415
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,412	899	▲ 513	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,774	▲ 9,309	▲ 1,535
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	15,934	17,884	1,950	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,774	▲ 9,309	▲ 1,535
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,774	▲ 9,309	▲ 1,535	

備考 行政費用では、給付関係費と物件費が大半を占めており、物件費は保険料額決定通知等の郵送料等（4,287千円）や収納にかかる委託料（2,286千円）がかかっている。  
行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題 保険料の納付は原則特別徴収によるものだが、所得の変動等の理由により、一時期普通徴収に切り替わる場合があるため、納入者に混乱を生じさせることがある。また、これが滞納の一因になるので理解を得るための周知が必要である。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き丁寧な周知を努める。	賦課通知に個々の内容に沿った案内文で細かな周知を行うとともに、収納率向上のため引き落とし口座登録の積極的な勧奨を行った。	被保険者にわかりやすい通知書を作成し、理解を得る。口座登録について引き続き積極的な勧奨を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-24		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	収納率向上対策事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
			担当者名	吉田	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01		収納率向上対策事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。							
対象者等	後期高齢者医療制度の被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）							
内容	<p>* 保険料収納の向上については、国民健康保険料と併せ、国保年金課保険料係において実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 年金からの支払（特別徴収）継続の依頼（口座振替と年金からの支払との選択が可能のため）</li> <li>2 休日窓口の開設</li> <li>3 コンビニエストアでの保険料の収納</li> <li>4 ペイジー活用による口座振込の促進</li> <li>5 滞納者への滞納処分（財産調査・差押）を進める。</li> <li>6 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。</li> <li>7 電子マネー活用による納付の促進</li> </ol>							
経過	平成18年6月	医療制度改革関連法が成立。						
		健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。						
	平成20年4月	後期高齢者医療制度施行						
	平成20年7月	後期高齢者医療制度保険料徴収開始						
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。							
実施方法	（ 2一部委託 ）		（ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）		上記「内容」と同じ			
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	収納率（現年賦課分）（%）	99.29	99.09	98.84	99.00	99.40	（収入済額-還付未済額）/調定額
	②	収納率（滞繰分）（%）	79.61	63.45	61.91	63.00	70.00	（収入済額-還付未済額）/調定額
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進		重点的に推進		後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額		2,033	2,066	2,352	2,706	2,754	2,636	2,627	
決算額 (5年度は見込み)		1,727	1,820	2,047	2,133	2,226	2,114	2,627	
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
事項名 (5年度は見込み)									
収納率 (現年賦課分) (%)		98.63	98.87	98.91	99.29	99.09	98.84	99.00	
収納率 (滞繰分) (%)		48.21	55.29	66.55	79.61	63.45	61.91	63.00	
予算・決算の内訳									
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)			
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	
需用費	消耗品・封筒印刷等	233	需用費	消耗品・封筒印刷等	138	需用費	消耗品・封筒印刷等	398	
役務費	郵送料	346	役務費	郵送料	379	役務費	郵送料	566	
委託料	納付案内センター業務等	1,647	委託料	納付案内センター業務等	1,597	委託料	納付案内センター業務等	1,663	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,712	7,555	2,843	地方税等	0	0	0
	物件費	2,226	2,114	▲ 112	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	2,255	2,353	98
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,255	2,353	98
	賞与・退職給与引当金繰入額	918	733	▲ 185	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,601	▲ 8,049	▲ 2,448
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,856	10,402	2,546	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,601	▲ 8,049	▲ 2,448
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,601	▲ 8,049	▲ 2,448	

備考 行政費用では、給与関係費が大半を占めている。物件費は、納付案内センター運営業務委託や郵送料がかかっている。  
行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題 滞納繰越分は現年分に比較し収納率が低下する。滞納者に対しては、口座による振込を勧め、滞納を防止する。また、納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施し、収納率の向上を図る。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き納付案内を継続する。	納付案内センターによる架電・訪問による案内を実施した。支援が必要な場合には他部署に繋げた。	滞納者についても、現年分については、納付書払いによる納付忘れを防ぐため、口座振替による納付を推奨する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議決(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-25	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	広域連合分賦金等事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	吉田	内線	2391			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	広域連合分賦金等事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	東京都後期高齢者医療広域連合の経費について、区市町村が分担金をもって負担する。							
対象者等	東京都後期高齢者医療広域連合							
内容	<p>東京都後期高齢者医療広域連合規約第18条に基づく負担金</p> <p>1 療養給付費負担金⇒保険給付に要する経費で、療養給付費の12分の1に該当する額を負担する。</p> <p>2 保険料負担金⇒区は被保険者から徴収した実績の保険料を広域連合に納付する。</p> <p>3 保険基盤安定負担金⇒低所得者等に対し、広域連合条例で定めるところにより行う保険料の減額分について負担する（一般会計からの繰入額の4分の3は都負担、区は相当額を繰入れ、4分の4にして広域連合に納付する）。</p> <p>4 事務費負担金⇒共通経費で、主に広域連合の組織運営と事務に要するもの。</p> <p>5 保険料等軽減措置負担金⇒政令どおりに算定した保険料が国民健康保険料に比較して著しく高くなることから、引き続き経過措置として、次の4項目については保険料算定に含めず、区の一般会計で負担するとされた。（1）審査支払手数料負担金（2）財政安定化基金拠出金（3）保険料未収金補填分（4）低所得者対策分（東京都独自軽減・所得割額軽減分）（5）葬祭費負担金</p>							
経過	<p>【東京都後期高齢者医療広域連合規約】 ※平成20年4月1日施行</p> <p>平成19年3月 1日 東京都都知事許可</p> <p>平成20年3月31日 東京都知事届出</p>							
必要性	東京都後期高齢者医療広域規約第18条により広域連合の経費は、関係区市町村の分担金をもって充てることが定められている。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>分賦金の額は、人口、実績などから広域連合が算出し負担金方式で支出し、年度末に実績に応じて調整が行われる。 ※過不足額については、翌年度精算</p>							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	1人当り分賦金額(千円)	179	176	187	181	180	各負担金合計÷被保険者数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		4,046,223	4,220,572	4,331,082	4,372,281	4,442,813	4,730,267	4,949,450
決算額(5年度は見込み)		4,046,222	4,189,122	4,289,180	4,328,850	4,288,595	4,730,266	4,949,450
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	1人当り分賦金額(千円)	172	174	177	179	176	187	181

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	療養費等負担金	1,692,943	負担金補助等	療養費等負担金	1,829,385	負担金補助等	療養費等負担金	1,947,025
	保険料等負担金	2,002,360		保険料等負担金	2,259,177		保険料等負担金	2,280,258
	保険基盤安定負担金	404,375		保険基盤安定負担金	438,653		保険基盤安定負担金	477,780
	事務費負担金	66,963		事務費負担金	65,070		事務費負担金	73,610
	保険料軽減措置負担金	121,954		保険料軽減措置負担金	137,981		保険料軽減措置負担金	170,777

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	725	687	▲ 38	地方税等	2,020,288	2,277,391	257,103
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	4,286,589	4,727,813	441,224	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	2,286,237	2,471,091	184,854
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	2,807	2,630	▲ 177	行政収入合計(a)	4,306,525	4,748,482	441,957
	賞与・退職給与引当金繰入額	141	67	▲ 74	行政収支差額(a)-(b)=(c)	16,263	17,285	1,022
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,290,262	4,731,197	440,935	通常収支差額(c)+(d)=(e)	16,263	17,285	1,022
特別費用(g)	319	731	412	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 319	▲ 731	▲ 412	当期収支差額(e)+(h)	15,944	16,554	610	

備考 行政費用では、補助費等として、広域連合分賦金が大半を占めている(負担金補助として4,730,266千円支出しているが、補助費等は還付未済金の減額調整後の金額となっている)。  
行政収入は、地方税等(保険料)と行政収入その他(一般会計繰入金)である。

問題点・課題 高齢化による被保険者の増加により区の花分担金負担額も増加している。また、分担金の予算は広域連合が編成しているが、予算の過不足が区市町村の負担となっている。

問題点・課題の改善策									
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容			令和4年度に実施した改善内容および評価			令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	スケジュールに沿って執行し支出漏れを防止する。			納付書の確認を怠らず支出漏れを防止している。			スケジュールに沿って執行し支出漏れを防止する。		
②									
③									
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議会議決要旨									

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-26	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	脳ドック受診助成事業（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	吉田	内線	2391			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	脳ドック受診助成事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30（2018）年度	根拠	荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症するケースが多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。							
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度の被保険者</li> <li>・保険料の未納がない世帯の被保険者</li> </ul>							
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳ドック受診費用の半額とし、2万円を限度とする。</li> <li>・2か年を連続して助成を受けることはできない。</li> <li>・脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーン」を実施</li> <li>・令和4年度から「脳ドック受診&amp;健康診査のコラボキャンペーン」を実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内容 脳ドック受診後、健康診査を7月～9月末までに受診された方のうち、健康診査の結果の血圧にかかる数値が正常値の方に対し、区内商品券500円分を提供</li> <li>(2) 対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日</li> <li>(3) 対象人数 先着200名（国保・後期合算）</li> </ul> </li> </ul>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年7月1日から、国民健康保険制度により合同実施していたが、平成30年度から後期高齢者分を分けて実施。</li> <li>・令和3年9月から電子申請による申請書の受付を開始。</li> </ul>							
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。</li> </ul>							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	脳ドック受診助成者数(人)	18	17	94	40	40	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		—	404	404	404	405	1,449	808
決算額 (5年度は見込み)		—	186	153	261	270	1,332	808
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
脳ドック助成金利用者 (人)			12	9	18	17	94	40

予算・決算の内訳

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
役務費	郵送料 (決定通知)	4	役務費	郵送料 (決定通知)	18	役務費	郵送料 (決定通知)	8
負担金補助等	脳ドック助成金	266	負担金補助等	脳ドック助成金	1,314	負担金補助等	脳ドック助成金	800

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	0	0	0	地方税等	0	0	0
	物件費	4	18	14	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	266	1,314	1,048	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	302	302
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	302	302
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 270	▲ 1,030	▲ 760
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	270	1,332	1,062	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 270	▲ 1,030	▲ 760
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 270	▲ 1,030	▲ 760	

備考 行政費用では、補助費等として、助成金支出が大半を占めている。3年度と比較して、助成件数が増加したことから、補助費等が増加している。  
行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題 利用者は40人を見込んでおり、被保険者の利用促進のため今後も積極的な周知を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・引き続き様々な媒体を活用し、制度の周知を行っていく。 ・引き続き脳ドック受診キャンペーンを行っていく。	区報、HP、区営掲示板等により周知を行った。区営掲示板へのポスター掲示に対しては大きな反響があった。	・引き続き様々な媒体を活用し、制度の周知を行っていく。 ・引き続き脳ドック受診キャンペーンを行っていく。
②			
③			

他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)  
人間ドックについては、千代田区、台東区（特定健診を受診していない方を対象とした人間ドックについては大田区、江東区、品川区、渋谷区）で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

況（要旨） 議会質問状

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-27	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	健康診査事業費（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	吉田	内線	2391			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	健康診査事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（2008）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	生活習慣病の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の軽減につなげる。							
対象者等	6月30日現在、75歳以上の被保険者、65歳から74歳で一定の障がいがあり、都広域連合の認定を受けた者（ただし、介護保険施設入所者や定期的に生活習慣病などで医療機関などに入院している方等を除く。）							
内容	①検査項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部X線検査、血清アルブミン検査 ②実施時期（5年度：7月1日～11月30日） ＊22年度から実施期間を1ヶ月延長（7～10月⇒7～11月） ③受診者数 令和4年度13,464人							
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 ※後期高齢者医療制度の健診事業は任意事業 広域連合から受託し、区が実施する。							
必要性	健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） ①区は受診券と案内を送付し区報などで健診事業の周知を図る。②健診の結果については医療機関から本人に通知する。③健康教育、健康相談など対象者が利用できる保健所事業の案内を実施する。							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	目標受診率(%)	62	62	62	62	62	
	②	健診受診率(%)	57.85	56.52	57.01	62	62	受診者数÷健診対象者
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進		重点的に推進 早期に疾病を発見するために重要な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		197,839	205,089	211,074	221,030	220,355	225,982	232,919
決算額 (5年度は見込み)		195,540	201,539	204,466	203,304	200,511	202,499	232,919
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
対象者数(人)		22,314	22,818	23,342	23,463	23,772	23,617	27,500
受診者数(人)		13,424	13,743	13,815	13,574	13,437	13,464	17,050
予算・決算の内訳		令和3年度 (決算)		令和4年度 (決算)		令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	555	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	461	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	766
役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,475	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,628	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,952
委託料	健診業務委託	198,481	委託料	健診業務委託	200,410	委託料	健診業務委託	230,201

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,450	1,374	▲ 76	地方税等	0	0	0
	物件費	200,511	202,499	1,988	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	215,992	219,075	3,083
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	215,992	219,075	3,083
	賞与・退職給与引当金繰入額	282	133	▲ 149	行政収支差額(a)-(b)=(c)	13,749	15,069	1,320
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	202,243	204,006	1,763	通常収支差額(c)+(d)=(e)	13,749	15,069	1,320
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	13,749	15,069	1,320

備考 行政費用では、物件費として、健康診査業務委託料が大半を占めている。  
行政収入は、行政収入その他（受託事業収入、広域連合支出金（補助金）、一般会計繰入金）である。

問題点・課題 都外のサービス付高齢者住宅等に入所している「住所地特例」の該当者の受診方法について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	継続して課題を検討する。	健康診断を受ける医療機関は自治体との契約行為によるため、おのずと対象が限られ、域外での健診は難しい。	継続して課題を検討する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-28	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	葬祭事業費（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
		担当者名	吉田	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	葬祭事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。						
対象者等	被保険者の葬祭を行った者						
内容	1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。 2 支給金額70,000円 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。						
経過	平成18年6月	医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。					
	平成20年4月	後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われなため、一般政策（23区共通）で行う。					
	平成22年4月	都広域連合の給付事業となる。 * 都広域連合の給付額は1件5万円、残る2万円は区の上乗せ給付。					
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高い。						
実施方法	（ 1直営 ）		（ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）				
	葬儀執行者の申請に基づき支給する。 ☆手続きに必要なもの 1 葬儀費用の領収書又は会葬礼状等 2 葬儀を行った者の金融機関の口座番号 3 印鑑						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付件数(件)	1,334	1,408	1,479	1,478	1,415	
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	東京都広域連合の給付事業に区が上乗せして支給しており、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		92,647	95,226	102,147	99,368	98,833	103,731	103,676
決算額 (5年度は見込み)		92,632	93,972	93,558	93,567	98,790	103,666	103,676
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	給付件数(件)	1,321	1,340	1,334	1,334	1,408	1,479	1,478
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	99	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	0	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	75
役務費	郵送料	131	役務費	郵送料	136	役務費	郵送料	141
負担金補助等	葬祭給付金	98,560	負担金補助等	葬祭給付金	103,530	負担金補助等	葬祭給付金	103,460

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	2,148	1,694	▲ 454	地方税等	0	0	0
	物件費	230	136	▲ 94	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	98,560	103,530	4,970	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	98,828	103,703	4,875
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	98,828	103,703	4,875
	賞与・退職給与引当金繰入額	418	164	▲ 254	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,528	▲ 1,821	707
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	101,356	105,524	4,168	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,528	▲ 1,821	707
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,528	▲ 1,821	707

備考

行政費用では、補助費等として、葬祭費が大半を占めている。  
行政収入は、行政収入その他（受託事業収入、一般会計繰入金）である。

問題点・課題

葬祭費の支給について、申請方法を含め対象者に周知する。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き周知を図る。	死亡に伴う保険料の変更通知をするときに、葬祭費が未申請の家族に周知し、申請するよう促した。	引き続き周知を図る。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-29	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	歯科健康診査事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼			
		担当者名	吉田	内線	2391			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	歯科健康診査事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30（2018）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	75歳の後期高齢者医療制度被保険者に対して歯科健康診査を実施し、健康寿命の延伸を図る。							
対象者等	75歳の後期高齢者医療制度被保険者							
内容	<p>口腔機能の低下を予防し、被保険者の健康の維持、増進を図る。</p> <p>①健診内容 問診、口腔内検査、健診結果の判定、結果の通知・説明と結果に基づく指導</p> <p>②実施方法 歯科医師会へ委託し、歯科健康診査を実施</p>							
経過	<p>平成7～16年度 保健所にて、がん予防・健康づくりセンターでの誕生日健診時に40・45歳を対象に成人歯科検診を実施。</p> <p>平成17～19年度 保健所にて、誕生日健診で歯周疾患事業として対象年齢を拡大（40・50・60歳へ）して実施。70歳の対象者は、区内歯科医療機関で委託して実施。</p> <p>平成21年度 保健所にて、対象年齢を拡大（40・45・50・55・60・65・70歳へ）して実施。40・50・60・70歳は直営と委託の選択制。45・55・65歳は委託。</p> <p>平成23年度 福祉部高齢者福祉課にて口腔保健の教室実施</p> <p>令和3年度 後期高齢者医療歯科健康診査実施</p>							
必要性	歯科健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。							
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>1 区は受診券と案内を送付し区報などで歯科健診事業の周知を図る。2 健診の結果について歯科医から説明する。3 歯科相談など対象者が利用できる高齢者福祉課の講習会の案内を実施する。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	歯科健診受診者数		47	120	150	120	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進	後期高齢者の歯科健診は、口腔機能を保ち、健康寿命の延伸を図るために重要な事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		—	891	1,049	2,018	4,845	1,781	2,156
決算額 (5年度は見込み)		—	0	0	653	3,743	1,085	2,156
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	歯科健診受診者数		—	—	—	47	120	150
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	非常勤職員報酬	2,185	需用費	ポスター・健診用帳票等	161	需用費	ポスター・健診用帳票等	723
職員手当等	非常勤職員期末手当	371	役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	278
共済費	非常勤職員等社会保険料	414	委託料	歯科健診業務委託	924	委託料	歯科健診業務委託	1,155
旅費	後期高齢者医療担当旅費	244						
需用費	ポスター・健診用帳票等	167						
役務費	郵送料	0						
委託料	歯科健診業務委託	362						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	4,783	1,717	▲ 3,066	地方税等	0	0	0
	物件費	773	1,085	312	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	83	215	132
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	83	215	132
	賞与・退職給与引当金繰入額	355	167	▲ 188	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,828	▲ 2,754	3,074
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,911	2,969	▲ 2,942	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,828	▲ 2,754	3,074
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	2	2
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	2	2	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,828	▲ 2,752	3,076

備考

行政費用では、物件費として、歯科健診業務委託が大半を占めている。  
行政収入は、行政収入その他（広域連合支出金（補助金）、一般会計繰入金）である。

問題点・課題

受診率の向上のため、受診勧奨の方法等を工夫し受診意欲の醸成を図る必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き積極的な受診勧奨や啓発を行い、受診者数の向上に努めていく。	積極的な受診勧奨を行い被保険者の受診を促すことが受診率の向上に貢献した。	引き続き積極的な受診勧奨や啓発を行い、受診者数の向上に努めていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
況(要旨)	・令和元年度9月会議「後期高齢者を対象とした口腔機能健診を実施すること」

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-06-30	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	基礎年金事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	瀬沼		
		担当者名	浜口	内線	2413		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	基礎年金事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 ほか				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	20歳以上60歳未満の方（厚生年金加入者等を除く。60歳以上70歳未満は任意加入）が対象となる国民年金への加入をはじめとした国民年金制度に係る各種届出の受付時に迅速かつ正確な事務処理を行うこと及び日本年金機構の国民年金事業に関する協力連携事務を行うことによって、区内在住者の年金権の確保を図っていくことを事務事業の目的とする。						
対象者等	区内在住者全般（うち、適用事務は20歳以上70歳未満の厚生年金未加入者、国民年金保険料免除等受付事務は20歳以上60歳未満の第1号被保険者《自営業や学生の方など》を対象とする）						
内容	① 適用事務 国民年金への加入届をはじめとする各種届出書の受付、審査及び日本年金機構への送付事務 ② 給付事務 国民年金制度における各種年金・一時金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金など）や老齢福祉年金、特別障害給付金に係る裁定請求書や各種届出書の受付及び日本年金機構への送付事務、及び年金生活者支援給付金関係事務 ③ 国民年金保険料免除等事務 国民年金保険料（令和5年度は、16,520円/月）の各種免除・猶予制度等に係る申請書の受付及び日本年金機構への送付事務 ④ 広報事務 国民年金制度の周知を目的とした諸事業（区報への記事掲載・ホームページへの情報掲載等）						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和34年 4月 国民年金法公布</li> <li>・昭和36年 4月 保険料徴収事務開始</li> <li>・昭和61年 4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入</li> <li>・平成 3年 4月 学生の適用開始</li> <li>・平成12年 4月 区の年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務へ・学生納付特例制度創設</li> <li>・平成14年 4月 保険料の収納及び第3号被保険者に係る届出受付が国へ移管・半額免除制度創設</li> <li>・平成17年 4月 特別障害給付金制度及び若年者納付猶予制度創設</li> <li>・平成22年 1月 日本年金機構発足</li> <li>・平成28年 7月 納付猶予制度の対象が30歳未満から50歳未満に拡大</li> <li>・平成29年 8月 年金の受給資格期間が25年から10年に短縮</li> <li>・平成31年 4月 産前産後免除制度の開始</li> <li>・昭和35年10月 適用事務開始</li> <li>・昭和57年 1月 外国人の適用開始</li> <li>・平成 9年 1月 基礎年金番号制の導入</li> </ul>						
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 届出書、申請書等の受理及び事実の審査を行い、日本年金機構に送付する。 日本年金機構との協力・連携のもとに実施している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受給者数（老齢基礎年金等＋障害基礎年金等）(人)	48,641	48,655	48,461	48,461	48,461	国民年金制度による年金等受給者数
	② 被保険者関係届書受付件数(件)	2,763	2,810	3,278	3,278	3,278	国民年金加入届ほか、国民年金被保険者に係る各種届出書受付件数
③ 免除等申請書受付件数(件)	3,489	2,953	2,828	2,828	2,828	国民年金保険料に係る免除等の申請書受付件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	法定受託事務であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		17,835	18,301	18,596	22,003	22,488	22,274	18,583
決算額(5年度は見込み)		16,141	17,794	18,259	21,620	21,972	21,226	18,583
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
受給者数(老齢基礎年金等)(人)		47,906	48,026	48,044	48,641	48,655	48,655	48,655
被保険者関係届書受付件数(件)		3,808	3,714	2,677	2,763	2,810	3,278	3,278
免除等申請書受付件数(件)		9,486	11,157	8,706	3,489	2,953	2,828	2,828
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	15,062	報酬	会計年度任用職員報酬	14,727	報酬	会計年度任用職員報酬	12,652
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	3,010	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	2,935	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	2,506
共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,718	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,390	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,147
旅費	常勤及び会計年度任用職員旅費等	693	旅費	常勤及び会計年度任用職員旅費等	758	旅費	常勤及び会計年度任用職員旅費等	614
需用費	事務用消耗品、印刷製本	470	需用費	事務用消耗品、印刷製本	402	需用費	事務用消耗品、印刷製本	510
役務費	郵送料	18	役務費	郵送料	14	役務費	郵送料	127
委託料	会計年度任用職員雇入時健康診断実施委託	0	委託料	会計年度任用職員雇入時健康診断実施委託	0	委託料	会計年度任用職員雇入時健康診断実施委託	22

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	勘定科目		3年度	4年度	差額
	行政費用	給与関係費	65,123	66,052	929	地方税等	0	0	0	0
	物件費	1,181	1,175	▲6	国庫支出金	66,630	51,203	▲15,427	▲15,427	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	66,630	51,203	▲15,427	▲15,427	
	賞与・退職給与引当金繰入額	8,746	4,505	▲4,241	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲8,420	▲20,529	▲12,109	▲12,109	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	
	行政費用合計(b)	75,050	71,732	▲3,318	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲8,420	▲20,529	▲12,109	▲12,109	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲8,420	▲20,529	▲12,109	▲12,109	

備考  
行政費用では、給与関係費が大半を占めている。  
行政収入は、国庫支出金(国民年金事務費交付金、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金)である。

問題点・課題  
○法定受託事務のため、経費の全額が国により負担されるべきものであるが、交付率が低いために一般財源を投入して事業を実施している。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関東信越厚生局、日本年金機構及び周辺区との連携を強化し、係事務運用の変更等に確実に対応していく。	関東信越厚生局、日本年金機構及び周辺区との連携を強化し、係事務運用の変更等に確実に対応した。	関東信越厚生局、日本年金機構及び周辺区との連携を強化し、係事務運用の変更等に確実に対応していく。
②	基幹システム更改において残った課題を解消する。	基幹システム更改において残った課題を解消した。	標準仕様の国民年金システム導入に向けて準備作業をおこなう。
③	当該事務に係る経費について、引き続きあらゆる機会を通じて国に対して全額の負担を求めていく。	当該事務に係る経費について、引き続きあらゆる機会を通じて国に対して全額の負担を求めた。	当該事務に係る経費について、引き続きあらゆる機会を通じて国に対して全額の負担を求めていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	・平成19年度9月会議「区として年金制度等の相談体制をとり、社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに必要な書類の発行を無料にして便宜を図ることについて」